

情報公開第02918号
令和 2年 3月17日

弁護士 山中 理司 様

外務省大臣官房総務課
公文書監理室

行政文書の開示の実施について（通知）

令和 2年 3月10日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、下記の文書を開示します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

令和元年12月31日頃、カルロス・ゴーンが日本国外に出国したことに関して作成し、又取得した文書（日本語の資料に限る）

2 開示請求番号 2019-00772

3 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房総務課 公文書監理室
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

本件に関するお問い合わせの際には、上記2の開示請求番号をお知らせください。

以上

赤手配関連対外応答要領

- ① 赤手配書が発行される以前に本件に関する報道がなされた場合

問1 我が国から I C P O に対してカルロス・ゴーン被告人に対する犯人の身柄拘束を求める手配書（赤手配書）の発行を請求した事実はあるのか。

答

令和元年12月31日以降、カルロス・ゴーン被告人の所在が不明となったことから、現在、法務・検察当局においていかなる手法を探り得るか幅広く検討し、関係機関とも調整の上、適切に対応することとしている。

（参考）

赤手配とは、所在不明の被手配者が発見された場合に、発見した国の国内法上可能であれば、引渡し等を目的として、被手配者の所在の特定、身柄の拘束等を求めるものである。

問2 カルロス・ゴーン被告人に係る刑事事件の経緯について問う。

答

東京地検は、平成30年12月から平成31年4月にかけて、金融商品取引法違反及び会社法違反により、カルロス・ゴーン被告人を公判請求した。

同被告人に対しては、保釈決定がなされていたものの、令和元年12月31日、裁判所によって保釈は取り消された。

問3 カルロス・ゴーン被告人の出国状況について
問う。

答

カルロス・ゴーン被告人が、日本を出国し、レバノンに到着した旨の報道がなされていることは承知。

関係当局において、現在、事実関係を確認中と承知しており、これ以上の詳細は、お答え差し控え。

② 赤手配書が発行された後に本件に関する報道がなされた場合

問1 我が国からの要請に基づき、ICPOがカルロス・ゴーン被告人に対して赤手配書を発行したとのことであるが、事実関係如何。

答

令和元年12月31日以降、カルロス・ゴーン被告人の所在が不明となったことから、関係機関において調整の上、同人の身柄の引渡しを目的として、東京地方検察庁からの依頼に基づき、我が国の国家中央事務局である警察庁から、ICPO（国際刑事警察機構）事務総局に対して赤手配書の発行を要請し、令和2年●月●日付で、手配書が発行されたところである。

問2 カルロス・ゴーン被告人に対する赤手配を公開とした理由について問う。

答

今後、被手配者の所在につき、一般人を含め幅広く情報提供を求めるため、ICPOホームページ上に被手配者の情報を公開することとしたものである。

問3 これまでに我が国が赤手配を行った実績について問う。

答

これまでに、ICPO事務総局に対し、赤手配書の発行請求を行ったものとしては、例えば、海上保安庁からの依頼に基づき、平成24年9月、シーエ・シェパードの代表者について請求したことがあるものと承知している。

問4 赤手配書が発行された後、どのような手続が進められることとなるのか。

答

赤手配に基づいて、関係国の当局からの通報によりカルロス・ゴーン被告人の所在が明らかとなつた場合には、引渡しの可否を含め、関係機関において調整の上、外交ルートを通じて、東京地方検察庁から、被手配者の所在する国の当局に対し、同人の身柄の引渡しに向けた調整を行うこととなる。

問5 レバノン政府から通報があった場合、カルロス・ゴーン被告人について、レバノンに対して引渡請求を行うのか。

答

一般論として申し上げれば、逃亡犯罪人の引渡しについては、相互主義の保証の下で逃亡犯罪人の引渡しを請求することは可能であるところ、相互主義の保証の可否や相手国の国内法制等を検討する必要があるものと承知。

更問1 國際組織犯罪防止条約（UNTOC）や国連腐敗防止条約（UNCAC）に基づき、レバノンに対し、カルロス・ゴーン被告人の引渡請求をすることはできないのか。

答

一般論として申し上げれば、國際組織犯罪防止条約又は国連腐敗防止条約に基づく引渡請求については、引渡しの対象犯罪に該当するかなど、各条約に規定されている要件等を検討する必要があるものと承知。

[REDACTED]

[REDACTED]

更問2 レバノン以外の第三国から通報があった場合はどうか。

答

レバノン以外の第三国の当局からの通報によりカルロス・ゴーン被告人の所在が明らかとなつた場合には、引渡しの可否を含め、関係機関とも調整の上、外交ルートを通じて、東京地方検察庁から被手配者の所在する国の当局に対し、同人の身柄の引渡しに向けた調整を行うこととなる。

令和2年1月5日

森 法 務 大 臣 コ メ ン ト

昨年12月31日、保釈中のカルロス・ゴーン・ビシャラ被告人が、日本の刑事司法制度を批判するとともに、レバノンにいるとの声明を発表したとの報道がなされた。

私は、法務大臣として、この問題を覚知した後、速やかに、事実関係の把握を含め適切な対処に努めるよう関係当局に指示をした。

事実関係については、現在も確認中であるが、ゴーン被告人が日本を出国した旨の記録はないことが判明しており、何らかの不正な手段を用いて不法に出国したものと考えられ、このような事態に至ったことは誠に遺憾である。

我が国の刑事司法制度は、個人の基本的人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにするために適正な手続を定めて適正に運用されており、保釈中の被告人の逃亡が正当化される余地はない。

既に、ゴーン被告人に対する保釈が取り消され、また、国際刑事警察機構事務総局に対して我が国が要請した赤手配書が発行された。

検察当局においても、関係機関と連携し、迅速に捜査を行い、ゴーン被告人の逃亡の経緯等を明らかにするため全力を尽くし、適切に対処するものと承知している。

引き続き、法務省としても、関係当局、関係国、国際機関と連携しつつ、我が国の刑事手続が適正に行われるよう、できる限りの措置を講じてまいりたい。

また、出入国在留管理庁に対し、関係省庁と連携して、出国時の手続のより一層の厳格化を図るよう指示したところであり、同様の事態を招くことがないよう、今後とも必要な対応を行ってまいりたい。

令和2年1月5日
東京地方検察庁
次席検事

被告人カルロス・ゴーン・ビシャラの国外逃亡について(コメント)

今般、被告人カルロス・ゴーン・ビシャラが、保釈の指定条件として、逃げ隠れしてはならない、海外渡航をしてはならないと定められていたにもかかわらず、正規の手続を経ないで出国し、逃亡したことは、我が国の司法手続を殊更に無視したものであるとともに、犯罪に当たり得る行為であって、誠に遺憾である。

我が国の憲法及び刑事訴訟法においては、例えば、被疑者の勾留は、厳格な司法審査を経て法定の期間に限って許されるなど、個人の基本的人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにするために、適正な手続が定められている。また、我が国においては、全ての被告人に、公平な裁判所による迅速な公開裁判を受ける権利を保障しており、検察官によって有罪であることにつき合理的な疑いをいれない程度の立証がなされない限り、被告人を有罪としてはならないこととされている。そして、検察においても、法廷において合理的な疑いを超えて立証できると判断した場合に限り、被疑者を起訴している。その結果として、我が国においては、有罪率が高くなっているものの、裁判所は、被告人側にも十分な主張立証をさせた上で、独立した立場から、公判に提出された証拠に基づき、合理的な疑いを超えて有罪が立証されたかを厳密に判断しており、公正な裁判が行われていることに疑いはないと確信している。

本件において、検察は、法に定められた適正手続を厳格に履行し、被告人ゴーンの権利を十分に保障しつつ、捜査・公判手続を進めてきたものである。被告人ゴーンは、豊富な資金力と多数の海外拠点を持ち、逃亡が容易であったこと、国内外で多様な人脈と大きな影

響力を持ち、事件関係者などに働きかけ、罪証隠滅する現実的な危険性があったこと、裁判官、裁判所も保釈に関する決定中で認定しているとおり、当初の勾留期間中に妻などを介して事件関係者に対する働きかけを企図していたことから、公正かつ適正に刑事手続を進める上で、被告人ゴーンを勾留することは必要やむを得ないものであった。

かかる事情が存在したにもかかわらず、被告人ゴーンは、公判審理に向けた主張と証拠の整理を適切かつ円滑に行うためには、弁護人らとの間で十分な打合せの機会を設ける必要性が高いなどの理由で保釈を許可され、昨年4月25日に保釈された後は、弁護人らと自由に連絡し、公判準備を行うことが可能な状態にあったことに加え、検察は、公正かつ適正な刑事裁判を実現すべく、法に定められた手続に基づき、被告人ゴーンの弁護人に証拠を開示するなどの公判活動を行ってきており、被告人の権利が十分に保障されていたことは明らかである。

このような状況の下で、被告人ゴーンが、必ず出頭するとの誓約を自ら破り、国外に逃亡したのは、我が国の裁判所による審判に服することを嫌い、自らの犯罪に対する刑罰から逃れようとしたというにすぎず、その行為が正当化される余地はない。

検察においては、関係機関と連携して、迅速かつ適正に捜査を行い、被告人ゴーンの逃亡の経緯等を明らかにし、適切に対処する所存である。

想定問 暗年未に発覚したカルロス・ゴーン被告人のレバノンへの
出国を受けた政府の受け止めと今後の対応方針如何。

(答)

1. 昨年12月31日、保釈中であったカルロス・ゴーン被告人がレバノンに到着した旨の声明が発表されたところ。

事実関係については、現在も確認中であるが、ゴーン被告人が日本を出国した旨の記録はないことが判明しており、何らかの不正な手段を用いて不法に出国したものと考えられる。

こうした事態に至ったことは誠に遺憾。

2. 既に裁判所によってゴーン被告人の保釈が取り消されたところであるが、今後、関係国・国際機関ともしっかりと連携して、我が国の刑事手続が適正に行われるよう、でき得る限りの措置を講じてまいりたい。

また、今回の出国に至った経緯等をしつかり解明し、その上で、政府として同様の事態を招くことがないよう必要な対応を行ってまいり所存。

(ゴーン被告人の出国について)

令和2年1月6日

問1 レバノン政府を含めた外国に対し、どのような働きかけを行う予定なのか。

(答)

- レバノン政府を含めた関係各国とは、外交当局において、様々な機会をとらえ意思疎通を図っているものと承知。
- レバノン政府に対しては、ゴーン被告人が、不法に我が国から出国し、レバノンに到着したことは誠に遺憾であることを伝えるとともに、事実関係の究明を含め必要な協力を求めているものと承知。
- それ以上の詳細については、外交上のやり取りであることからお答えは差し控えるが、引き続き、関係各国に対し、必要な働きかけを行ってまいりたい。

問2 我が国から、レバノン政府に対してゴーン被告人の引渡請求を行うのか。

(答)

- (個別の刑事手続の具体的な内容に関する事項については、お答えを差し控えるが、) 一般論として申し上げれば、逃亡犯の引渡請求については、相互主義の保証を求められた場合の対応や相手国の国内法制等につき慎重に検討する必要があるものと承知。

(参考)

- [REDACTED]
- [REDACTED]

党会合出席依頼(差し替え)

2020/01/06 16:33

No. 20-0002

大臣秘書官 副大臣秘書官 副大臣秘書官 大臣政務官秘書官 大臣政務官秘書官 大臣政務官秘書官 事務次官秘書官 宮房長 総括審議官 大臣官房参事官	主管課室: ★総治協 中東1 _____ _____ _____	共管課室 _____ 合議課室: _____ (参考配布) 総総; 法國; 法条	総務課長 首席事務官 総括補佐 総務班 法令班 国会班
---	---	---	--

院内担当:武田 健(2336)

本省担当:岡本 翼(2106)

会議名

自民党 法務部会・外交部会合同会議

日時

2020年01月07日(火)13時00分

開催場所

自民党本部1階 101号室

議題

カルロス・ゴーン被告の逃亡事案について(法務省から説明)

※法務省・外務省から説明。警察庁、財務省、国交省、最高裁は質疑対応。

要求出席者

説明者兼質疑対応者(然るべき幹部:原則、局長)

※出席者を7日(火)10時(厳守)までに官総国会班へお知らせ願います。

資料

200部(1時間前会場持ち込み)

連絡先

※自民党 [REDACTED]

メール: [REDACTED]

備考

※総治協におかれましては、本件とりまとめをお願いいたします。

※総治協／中東1におかれましては、会議開催前までに以下の関係議員に対し、事前説明をお願いいたします。

【法務部会関係者】

法務省と連絡・調整の上、事前説明をお願いいたします。

【外交部会関係者】

以下の関係議員に対し、アポ取り付けの上、要すれば法務省とともに事前説明をお願いいたします。

・部会長(中山泰秀):レク時間は現在政調が調整中のため、追って連絡。

・部会長代理(鈴木憲和、辻清人、山田賢司、佐藤正久)

・副部会長(和田義明、上杉謙太郎、高村正大、中曾根康隆、青山繁晴、小野田紀美、松川るい)

・政調会長代理(新藤義孝)

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

総番号 R0002011

主 管

令和2年 1月 6日 [REDACTED]

米 国発 総治協

令和2年 1月 7日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

杉山 晋輔大使

注意

我が国の司法制度（ゴーン氏の日本出国：報道）

第19号 [REDACTED]

1月6日、ワシントンポスト紙及びニューヨークタイムズ紙は、高野隆弁護士の発言、我が国の司法制度等を紹介しつつ、ゴーン氏の日本出国について報じたところ、概要以下のとおり。両記事全文を別添する。

1 ワシントンポスト紙 (A9面)

- 森雅子法相は、ゴーン氏の出国に関して、不法に出国したとみられ、不当であり、非常に遺憾である旨述べたとともに、ゴーン氏が日本を出国した記録はない旨言及した。
- 檢察官は、日本において、かなりの権力を享受しており、彼らが事件を受け入れると決めた場合、その有罪判決率は約99%である。
- ゴーン氏の弁護団の一人である高野隆弁護士は、ゴーン氏が日本で公正な裁判を受ける機会がなくなると確信し、逮捕に対する怒りが絶望となり、逃亡する決定を下したと述べた。高野弁護士は、検察官は証拠の開示要求に対応するのが遅く、証拠の開示方法に細かな制限を設け、証拠の一部を破棄し、日本のメディアに対して「都合のよい」証拠を開示する中、ゴーン氏の疑惑及び懸念が高まった旨述べた。
- 日曜日（5日）、東京地検は、ゴーン氏の逃亡は犯罪であるとし、日本の法制度を擁護し、有罪判決率は高いものの、被告には論じる適切な機会が与えられ、裁判所は証拠に基づいて厳密に判決を下すと主張した。

 電報報
のに取
扱いす
る照
は会
慣は重
情に報
願通
い信
ま課す
電
處理班
内線四
二一三
・四
二一四
に連絡
願い
ます

電信

2 ニューヨークタイムズ紙 (B1, B2面)

- 森法相は、「ゴーン氏が日本を出国した記録がないため、違法な手段を用いて出国したとみられる」とし、今後出国プロセスを強化させる旨言及した。
- 斎藤隆博東京地検次席検事は、ゴーン氏が批判する日本の司法制度に対して、公正で開かれた裁判を受けることができるとともに、ゴーン氏の行為は正当化できないと述べた。
- 日本の弁護士は長い間、日本の司法制度に不満を述べてきた。検察官は、事件の99%において勝訴してきた。検察官は、弁護士の立会いなしに容疑者に尋問する幅広い権限を享受している。多くの法律専門家は、司法制度が大きな圧力の下で引き出された自白に依存しすぎているとする。
- 日本の法廷で長きにわたり争った「Mt. Gox」の創設者カルプレス氏 (Mark Karpeles) は、検察官には幅広い権限が与えられているが、「裁判官は依然公平である」「日本の裁判所で無実を証明することは可能である」と述べた。

法務省に転達願いたい。

転電【添付有】レバノン(了)

注意
二
電報報のに取
り扱い照
は会
は重
に報
願い
ま課
す来
電
処理班
内線四二一三・四二一四
に連絡願
います。

カルロス・ゴーン被告の出国とレバノン入国 (概要)

令和元年12月31日
中東第一課

1 法務省とのやり取り

- [REDACTED]
- 法務省(入国管理)からの情報では、ゴーン被告(名)の出入国は確認できなかった由。
⇒ [REDACTED]

- 我が国とレバノンとの間では、引渡しに関する二国間条約は存在しない。

(了)

【対外発信・応答要領】

カルロス・ゴーン被告の出国とレバノン入国

令和2年1月1日

中東第一課

問 カルロス・ゴーン被告人が、日本を出国し、レバノンに到着したとの報道がなされているが、事実関係及び政府の対応いかん。

(答)

○レバノン政府が、ゴーン被告が12月30日未明にレバノンに入国した旨発表したことは承知。

○詳細については、現在、事実関係を確認中であり、お答えを差し控える。

(パスポートについて問われた場合)

○レバノン政府の発表によれば、フランスのパスポートを使用してレバノンに入国したとされているが、現在、事実関係を確認中であり、詳細はお答えを差し控える。

更問1 ゴーン被告の引き渡しについて、レバノン政府に対して要請するのか。

(答)

○お尋ねは、個別の刑事事件の具体的な内容に関する事柄であり、お答えすることは差し控える。

更問2 レバノン政府は、最近レバノンを訪問した鈴木副大臣に対して本件にかかる関連文書を渡したとしているが、事実関係及びやりとりの内容いかん。

(答)

○レバノン政府とは、鈴木副大臣の現地訪問の機会を含め、

意思疎通を図っているが、外交上のやりとりについて詳細のお答えは差し控える。

【参考1】ゴーン氏声明（全文仮訳）（2019年12月31日付時事）

私は今レバノンにいる。私はもう推定有罪で差別がはびこり、基本的人権が無視され、国際法や条約に基づく日本の法的義務を明らかに無視している不正な日本の司法制度の人質にはならない。私は司法からでなく、不当な処置や政治的迫害から逃れた。メディアとようやく自由に連絡が取れる。来週から始めることを心待ちにしている。

【参考2】関連報道

1 ゴーン被告がレバノン入り＝保釈中、渡航禁止条件違反か—近く記者会見も・日産事件（2019年12月31日付時事）

日産自動車の前会長カルロス・ゴーン被告（65）がレバノン入りしたと30日、米紙ウォール・ストリート・ジャーナル（WSJ、電子版）など欧米メディアが報じた。ゴーン被告は日産資金を自身側に還流させたとして会社法違反（特別背任）罪などに問われ、保釈中。保釈を認めた東京地裁決定は海外渡航の禁止を条件にしていたが、関係者によると、検察側、弁護側とも事前に出国を把握していなかったもようで、無断出国の疑いがある。

ゴーン被告はレバノンにも国籍がある。大使館などを通じて出国した可能性があり、東京地検が経緯の確認を進める。弁護団の弘中惇一郎弁護士は「お話しすることは何もない」と語った。

関係者の一人はWSJ紙に、ゴーン被告が日本で公正な裁判が受けられると確信していないため出国した、と説明した上で「（被告は）産業・政治的な人質であることにうんざりしている」と語った。被告は近日中に現地で記者会見を開くという。英紙フィナンシャル・タイムズ（電子版）によると、ゴーン被告はベイルートの空港に到着。地元メディアはプライベートジェットで到着したと伝えている。

AFP通信も30日、ベイルート発の至急報でゴーン被告が同日レバノンに到着したことを治安筋が確認したと伝えた。

ゴーン被告は2018年11月19日、役員報酬を隠した金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の疑いで東京地検特捜部に逮捕された。2度の再逮捕を経て、19年3月6日、逮捕から108日目に保釈。4月、オマーンの販売代理店を通じ、日産資金を実質保有するレバノンの投資会社に還流させた特別背任容疑で再逮捕され、同25日に再保釈された。

公判での争点を絞り込む公判前整理手続きが地裁で進んでおり、金商法違反事件の初公判を20年4月に開く方向で調整が進んでいた。

2 29日夜に関空離陸と報道 ゴーン被告のジェット機（2020年1月1日付共同）

米紙ウォールストリート・ジャーナル電子版は12月31日、金融商品取引法違反罪などで起訴され、保釈中に海外逃亡した前日産自動車会長カルロス・ゴーン被告が乗ったとみられるビジネスジェット機が、29日午後11時10分に関西空港からトルコのイスタンブールに向けて離陸していたと報じた。

飛行追跡データを分析した結果だとし、ゴーン被告の動きと一致する便は一つしかないという。

ビジネスジェット機はトルコの航空会社が運航し、30日朝にイスタンブールのアタチュルク空港に到着。30分後に同じ航空会社の小型ジェット機がレバノンのベイルートへ飛び立った。

トルコへは、ロシア空域だけを通過するよう北に迂回（うかい）する通常より遠回りの飛行ルートをとったという。こうしたルートを選んだ理由ははっきりしないとしている。

同紙は、日本からの脱出は数週間かけて計画されたが、監視下にあった東京都内の住居から被告が抜け出した方法は分かっていないと伝えた。

【参考4】レバノン公安総局の声明（12月31日）

「過去2日間に、レバノン国民であるカルロス・ゴーン氏のベイルート入りに関する多くの解釈が出ていた。公安総局にとって重要なことは、前述の国民がレバノンに合法的に入国したということであり、同人のために何らかの措置が講じられたこともなければ、同人が法的な追求を受ける必要も生じない。」

【参考5】フランス政府の反応（12月31日）

●仏欧洲・外務省副報道官によるカルロス・ゴーン氏の状況に関するプレスとの質疑応答概要

（問） ゴーン氏の逃亡に関する仏政府の受け止め

（答） フランス関係当局は、ゴーン氏のレバノン到着を報道により承知した。同氏は日本で法的手続きの対象となっており、日本からの出国を禁じられていた。

フランス関係当局は、同氏の日本出国について承知していなかったとともに、その出国の状況についてもなんら承知していない。

ゴーン氏は日本で逮捕されて以来、仏国民として領事保護を享受していた。同氏の状況について、一定の法の原則の実施とともに、在京フランス大が常時注意深くフォローしていた。フランス関係当局のハイレベルの要請により、在京フランス大使はゴーン氏とその弁護団と定期的に接触していた。

●カスター内相によるコメント

「内相としての役割は、国内情勢に集中することであり、日本の司法に関する事態や、司法に関するレバノンと日本の間に存する各種協定に関するものでは必ずしもない。他方、私が承知していることは、その国籍に関わらず、何人も法の適切な適用から逃れるべきではないということである。」

【参考6】鈴木副大臣のレバノン訪問（概要）

- 1 2019年12月19日から22日にかけて、鈴木馨祐外務副大臣は、イスラエル、レバノン、パレスチナ、ヨルダンを訪問。レバノンには19-20日に滞在。
- 2 20日、鈴木副大臣は、ミシェル・アウン大統領、ナビーフ・ベッリ国會議長、サアド・ハリーリ首相への表敬、ジブラーン・バシール暫定外相との会談、ヤシーン・ジャーベル国会外交委員長との昼食会を実施。
- 3 アウン大統領への表敬では、鈴木副大臣から、現下のレバノン情勢について、レバノンの政治指導者が、国民の声を踏まえた対話を推進し、国民の期待と信頼に応える新政権を早期に樹立することを強く期待する旨述べた。また、レバノンが多くの難民を受け入れていることに対し敬意を表した上で、レバノンの安定化に向けたアウン大統領のリーダーシップに期待する旨述べた。

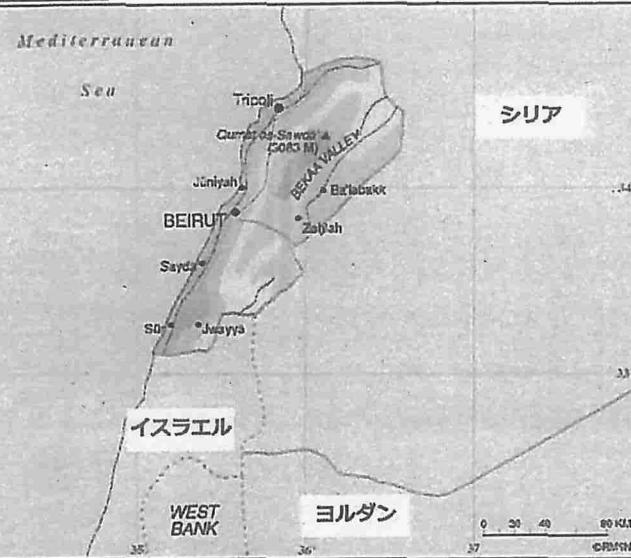
これに対しアウン大統領からは、レバノンが置かれた経済・政治情勢につ

いて説明があり、日本との二国間関係を強化していきたい旨述べた。

(了)



レバノン共和国 (Lebanese Republic)



基礎データ

- 1. 面積 :** 10,452平方キロ (岐阜県程度)
- 2. 人口 :** 約610万人 (18年推計)
- 3. 首都 :** ベイルート
- 4. 言語 :** アラビア語 (仏語・英語が一部通用)
- 5. 人種 :** アラブ人 (約95%), アルメニア人等
- 6. 宗教 :** キリスト教 (マロン派, ギリシア正教, ギリシア・カトリック, ローマ・カトリック, アルメニア正教), イスラム教 (シーア派, ソンニ派, ドルーズ派) 等18宗派
- 7. 政治体制 :** 共和制
- 8. 元首 :** アウン大統領
- 9. 議会 :** 一院制 (128議席 (キリスト教徒とイスラム教徒が同数), 任期4年)
- 10. GDP :** 566.39億米ドル (18年)
一人当たりGDP : 8,269米ドル (18年)
- 11. 経済 :** 金融業, 観光業, 食品加工業等
- 12. 在留邦人数 :** 104人 (17年10月)
- 13. 在日レバノン人数 :** 207人 (18年12月)

1. 内政

- 1990年の内戦終結後、大統領はキリスト教マロン派、首相はソンニ派、国會議長はシーア派に割り振られるも、宗派間のバランス維持が依然として重要な課題。様々な場面で宗派間の対立が内政停滞の原因に。
- 2014年5月、スレイマン大統領の任期終了後、約2年半にわたり大統領の空席が続いたが、16年10月、ミシェル・アウン前自由愛国運動 (FPM) 党首が大統領に選出。同年12月に第2次ハリーリ内閣が発足。
- 2018年5月、9年ぶりに議会選挙を実施。2019年1月に第3次ハリーリ内閣が発足。財政健全化及び経済成長のための国内改革が喫緊の課題。
- 2019年10月以降、反政府デモが拡大し、ハリーリ首相が辞職。ディアブ元教育相が次期首相に指名されるも、一部勢力の支持も得られていない中、内政の安定化に向けた見通しは不透明。

2. 外交

- (対イスラエル) シエバア農地を含む南レバノン全土からのイスラエル軍の完全撤退、パレスチナ難民の帰還権の堅持等、公正かつ包括的な和平実現の必要性。
- (対シリア) 2005年4月までの約30年にわたるシリア軍のレバノン駐留。国内の親シリア・反シリア派の対立。
- 2011年3月に発生したシリア危機の影響：約150万人以上のシリア難民受け入れによる社会の不安定化、ヒズボッラーのシリアへの参戦以降、シリアからの過激派の侵入による治安が不安定化するも、17年8月にはレバノン国軍により国境地帯から過激派武装勢力を駆逐。以降、国内の治安は安定化傾向。

3. 経済

- 1990年の内戦終了以後、経済復興が進められているが、2006年のイスラエルとヒズボラの武力衝突でインフラ被害による膨大な累積債務 (約500億ドル、対GDP比約150%) をどのように解消するかが大きな課題。
- 現在のレバノン経済は、観光、不動産、外国からの送金等、国外の政治・経済情勢に大きく左右される分野に依存しており、経済の自立性を高めることが課題。
- 総貿易額 (17年)
 - 【輸出】 40.26億ドル (金、発電装置、銅)
 - 【輸入】 201.09億ドル (石油精製品、自動車、医薬品、金)

4. 二国間関係

- 二国間関係は総じて良好。特に政治的な懸案事項なし。
- 2020年東京オリンピック招致及び「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録において、レバノンは日本を支持。その他国際場面における相互支持多数。
- 日本は、レバノンの平和と安定は地域全体の平和と安定に資するとの考えから、政治的・経済的支援を実施。
- ・ シリア危機発生後、2012年以降の日本のレバノンに対する人道支援 (シリア難民支援、ホストコミュニティ支援等) は2億1,000万ドル以上。
- ・ レバノン支援国会合への出席 (2018年2月 (ローマ), 3月 (パリ), 4月 (ブリュッセル))

秘密指定解除
公文書監理室

[秘]

カルロス・ゴーン被告人の日本出国とレバノン入国
クロノロジー

12月29日（日）

30日（月）

ゴーン：アウン大統領と大統領宮殿で面会したとの報道

夜

当地・国際メディアがゴーンのレバノン入国を速報

31日（火）

ゴーン：「私は現在レバノンにいる」声明

レバノン外務省：ゴーンが仮旅券で合法的に入国の声明

1月 1日（水）

ゴーン：1月8日（水）に記者会見の報道

1月 2日（木）

サルハン司法相：ICPO赤手配書を受領した発言

ゴーン：「日本出国は1人でアレンジした」声明

1月 3日（金）

1月 4日（土）

1月 5日（日）

1月 6日（月）

1月 7日（火） 14:00 大使：アウン大統領に申し入れ

1月 8日（水） 15:00 ゴーン：記者会見

カルロス・ゴーン被告人の出国とレバノン入国

令和2年1月5日
外務省

カルロス・ゴーン被告人の出国とレバノン入国

令和2年1月6日
外務省

【対外発信・応答要領】

カルロス・ゴーン被告人の出国とレバノン入国

令和2年1月6日

中東第一課

問1 日本を出国し、レバノンに到着したカルロス・ゴーン被告人が1月8日に記者会見を行うとの報道がなされているが、政府の見解いかん。

(答)

- 昨年12月31日、保釈中であったカルロス・ゴーン被告人がレバノンに到着した旨の声明が発表されたところ。
- 事実関係については、現在も確認中であるが、カルロス・ゴーン被告人が日本を出国した旨の記録はないことが判明しており、何らかの不正な手段を用いて不法に出国したものと考えられる。こうした事態に至ったことは誠に遺憾。
- 既に裁判所によってゴーン被告人の保釈が取り消されたものと承知しているが、我が国の刑事手続が適正に行われるよう、今後、関係当局とも調整の上、関係国・国際機関ともじっくり連携していきたい。

(パスポートについて問われた場合)

- レバノン政府の発表によれば、フランスのパスポートを使用してレバノンに入国したとされているが、現在、事実関係を確認中であり、詳細はお答えを差し控える。

問2 報道によれば、大久保駐レバノン大使がジュライサーティ暫定大統領府担当相と会談したことだが、レバノン政府に対して、どのようなやり取りを行っているのか。

(答)

○レバノン政府とは、様々な機会をとらえ意思疎通を図っており、ゴーン被告人が、不法に我が国から出国し、レバノンに到着したことは誠に遺憾であることを伝えるとともに、事実関係の究明を含め必要な協力を求めているところ。

○それ以上の詳細については、外交上のやり取りであることから、お答えは差し控える。

更問 報道によれば、同会談ではゴーン被告人の引渡しを求める日本の立場を伝えたとされるが、ゴーン被告人の引渡しをレバノン政府に対して要請したのか。

(答)

○(個別の刑事手続の具体的な内容に関する事項については、お答えを差し控えるが、)一般論として申し上げれば、逃亡犯罪人の引渡請求については、相互主義の保証を求められた場合の対応や相手国の国内法制等につき慎重に検討する必要があるものと承知。



問3 レバノン政府は、最近レバノンを訪問した鈴木外務副大臣に対して本件にかかる関連文書を渡したとしているが、事実関係及びやり取りの内容いかん。

(答)

○レバノン政府とは、鈴木副大臣の現地訪問の機会を含め、意思疎通を図っているが、外交上のやり取りについて詳細のお答えは差し控える。

更問1 レバノン政府から鈴木外務副大臣に対し、条約等に基づき引渡しに係る要請はあったのか。

(答)

○外交上のやり取りについて詳細のお答えは差し控える。

○いずれにせよ、同被告人の捜査・起訴については、これまで我が国国内法に基づき適正な手続（デュー・プロセス）の下で判断がなされてきたと承知。

更問2 ゴーン被告人に関するこれまでの引渡し要請に係るレバノン政府とのやり取りの内容いかん。

(答)

○レバノン政府とは、様々な機会をとらえ意思疎通を図っているが、外交上のやり取りの詳細についてのお答えは差し控える。

○いずれにせよ、同被告人の捜査・起訴については、これまで我が国国内法に基づき適正な手続（デュー・プロセス）の下で判断がなされてきたと承知。

問4 報道によれば、本件に関連しトルコ当局は7名を拘束し、5名を逮捕したことであるが、事実関係いかん。

(答)

○報道については承知しているが、現在、事実関係を確認中である。

更問 ゴーン被告人に関するこれまでのトルコ政府とのやり取りの内容いかん。

(答)

○トルコ政府とは、様々な機会をとらえ意思疎通を図っているが、外交上のやり取りの詳細についてのお答えは差し控える。

問5 ゴーン被告人は、フランス、ブラジル国籍も有しているが、これら関係国とのやり取りいかん。

(答)

○両国政府とは、様々な機会をとらえ意思疎通を図っているが、外交上のやり取りの詳細についてのお答えは差し控える。

(仏政府に対して、ゴーン被告が使用したとされるパスポートの件について照会したのかと更に問われた場合)

○外交上のやり取りの詳細についてのお答えは差し控える。

【参考1】ゴーン氏声明（全文仮訳）

1 2019年12月31日付声明

私は今レバノンにいる。私はもう推定有罪で差別がはびこり、基本的人権が無視され、国際法や条約に基づく日本の法的義務を明らかに無視している不正な日本の司法制度の人質にはならない。私は司法からでなく、不当な処置や政治的迫害から逃れた。メディアとようやく自由に連絡が取れる。来週から始めるることを心待ちにしている。

2 2020年1月2日付声明

メディアでは、私の妻キャロルや他の家族が私の日本出国で役割を果たしたとする旨の憶測が出ている。そうした憶測はすべて不正確で間違ったものである。私は、自分の出国を一人でアレンジした。私の家族は何の役割もない。

【参考2】関連報道

1 ゴーン被告がレバノン入り＝保釈中、渡航禁止条件違反か—近く記者会見も・日産事件（2019年12月31日付時事）

日産自動車の前会長カルロス・ゴーン被告（65）がレバノン入りしたと30日、米紙ウォール・ストリート・ジャーナル（WSJ、電子版）など欧米メディアが報じた。ゴーン被告は日産資金を自身側に還流させたとして会社法違反（特別背任）罪などに問われ、保釈中。保釈を認めた東京地裁決定は海外渡航の禁止を条件にしていたが、関係者によると、検察側、弁護側とも事前に出国を把握していなかったもようだ、無断出国の疑いがある。

ゴーン被告はレバノンにも国籍がある。大使館などを通じて出国した可能性があり、東京地検が経緯の確認を進める。弁護団の弘中惇一郎弁護士は「お話しすることは何もない」と語った。

関係者の一人はWSJ紙に、ゴーン被告が日本で公正な裁判が受けられると確信していないため出国した、と説明した上で「（被告は）産業・政治的な人質であることにうんざりしている」と語った。被告は近日中に現地で記者会見を開くという。英紙フィナンシャル・タイムズ（電子版）によると、ゴーン被告はベイルートの空港に到着。地元メディアはプライベートジェットで到着したと伝えている。

AFP通信も30日、ベイルート発の至急報でゴーン被告が同日レバノンに到着したことを治安筋が確認したと伝えた。

ゴーン被告は2018年11月19日、役員報酬を隠した金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の疑いで東京地検特捜部に逮捕された。2度の再逮捕を経て、19年3月6日、逮捕から108日目に保釈。4月、オマーンの販売代理店を通じ、日産資金を実質保有するレバノンの投資会社に還流させた特別背任容疑で再逮捕され、同25日に再保釈された。

公判での争点を絞り込む公判前整理手続きが地裁で進んでおり、金商法違

反事件の初公判を20年4月に開く方向で調整が進んでいた。

2 29日夜に閑空離陸と報道 ゴーン被告のジェット機（2020年1月1日付共同）

米紙ウォールストリート・ジャーナル電子版は12月31日、金融商品取引法違反罪などで起訴され、保釈中に海外逃亡した前日産自動車会長カルロス・ゴーン被告が乗ったとみられるビジネスジェット機が、29日午後11時10分に関西空港からトルコのイスタンブルに向けて離陸していたと報じた。

飛行追跡データを分析した結果だとし、ゴーン被告の動きと一致する便は一つしかないという。

ビジネスジェット機はトルコの航空会社が運航し、30日朝にイスタンブルのアタチュルク空港に到着。30分後に同じ航空会社の小型ジェット機がレバノンのベイルートへ飛び立った。

トルコへは、ロシア空域だけを通過するよう北に迂回（うかい）する通常より遠回りの飛行ルートをとったという。こうしたルートを選んだ理由ははつきりしないとしている。

同紙は、日本からの脱出は数週間かけて計画されたが、監視下にあった東京都内の住居から被告が抜け出した方法は分かっていないと伝えた。

3 昨秋もゴーン被告送還要請 レバノン、逃亡関与は否定（2020年1月5日付共同）

【ペイルート共同】前日産自動車会長カルロス・ゴーン被告のレバノン逃亡事件で、レバノン政府が昨年10月、被告の引き渡しを求める案を検討し、非公式に日本側に伝えていたことが5日分かった。外交筋が明らかにした。

外交筋によるとレバノン政府は、昨年10月の天皇陛下の「即位礼正殿の儀」に出席する閣僚らがゴーン被告の送還を直接要請する案を日本側に伝達。実際には大規模デモの対応で閣僚らは来日できなかった。ロイター通信は逃亡が3カ月前から計画されていたと報道、時期は重なるが、レバノン政府は逃亡への関与は否定している。

レバノン政府関係者によると、逃亡直前の昨年12月20日にも、レバノンを訪問した鈴木馨祐外務副大臣の一一行に被告の引き渡しを求めた。

ロイター通信などは、ゴーン被告がレバノン入りした直後にウン大統領と面会したと報道。大統領府は否定しているが、被告と親しい友人は共同通信に対し、面会は事実だと述べた。

ジュライサーティ暫定大統領府担当相は3日、大久保武・駐レバノン大使と会談し、国としての関与を否定した。対日関係への影響を最小限に食い止める狙いがあるとみられる。レバノン外務省当局者も4日、取材に「（逃亡

を）事前に把握していなかった」と述べた。

レバノン当局は国際刑事警察機構（I C P O）から拘束要請を受け、ゴーン被告に事情を聴く方針。政府は日本への送還を否定している。

レバノン紙アンナハルは4日、ゴーン被告が出国検査をすり抜ける際、レーザースキャンを妨げる特殊加工をした箱に隠れていたと報じた。

4 ゴーン被告を今週聴取へ＝レバノン、身柄引き渡し拒否（2020年1月5日付時事）

【ベイルート時事】日本からトルコ経由でレバノンに逃亡した日産自動車の前会長カルロス・ゴーン被告に対し、レバノン検察は今週、事情聴取を行う見通しだ。国際刑事警察機構（I C P O）が日本の要請に基づき、レバノン側に本人の身柄拘束を求める手配書を出したことを受けた措置。

レバノン当局は日本と犯罪人引き渡し条約を結んでいないことなどを根拠に、日本側への身柄引き渡しを拒否する姿勢を重ねて示している。地元英字紙デーリー・スターによれば、レバノン検察は日本の司法関係者が聴取に同席することを認めるか検討する。

こうした中、レバノン側の情報によると、大久保武駐レバノン大使は5日までにジュライサティ大統領府担当相らと会談。ゴーン被告の引き渡しを求める日本の立場を伝えたとみられる。これに対し、同担当相らは引き渡しは困難だという認識を示す一方、逃亡に「レバノン政府は関与していない」と重ねて主張した。

聴取は、日産資金を自身に還流させたなどとして日本で起訴された事件が対象になるとみられる。日本からの逃亡については、レバノン当局は「合法的に帰国した」（同国外務省）とみなしており、不問となる公算が大きい。

A F P通信は3日、レバノン当局者の話として、聴取が7日か8日に行われる可能性があると報じた。

一方、ゴーン被告は8日にも記者会見を開いて自身の潔白を主張する方針。ただ、日程はなお流動的で、「一部のメディアのみ出席が許可される可能性が高い」（被告関係筋）という。

5 ゴーン被告、8日に記者会見（2020年1月6日付時事）

【ベイルートA F P時事】日産自動車の前会長カルロス・ゴーン被告のスポークスマンは5日、A F P通信に対し、同被告がレバノンのベイルートで8日午後3時（日本時間同10時）に記者会見を行うと明らかにした。これ以外の詳細は明らかにしなかった。

ゴーン被告は日本から逃亡しベイルートに到着して以来、メディアへの発言をほとんど行っていない。

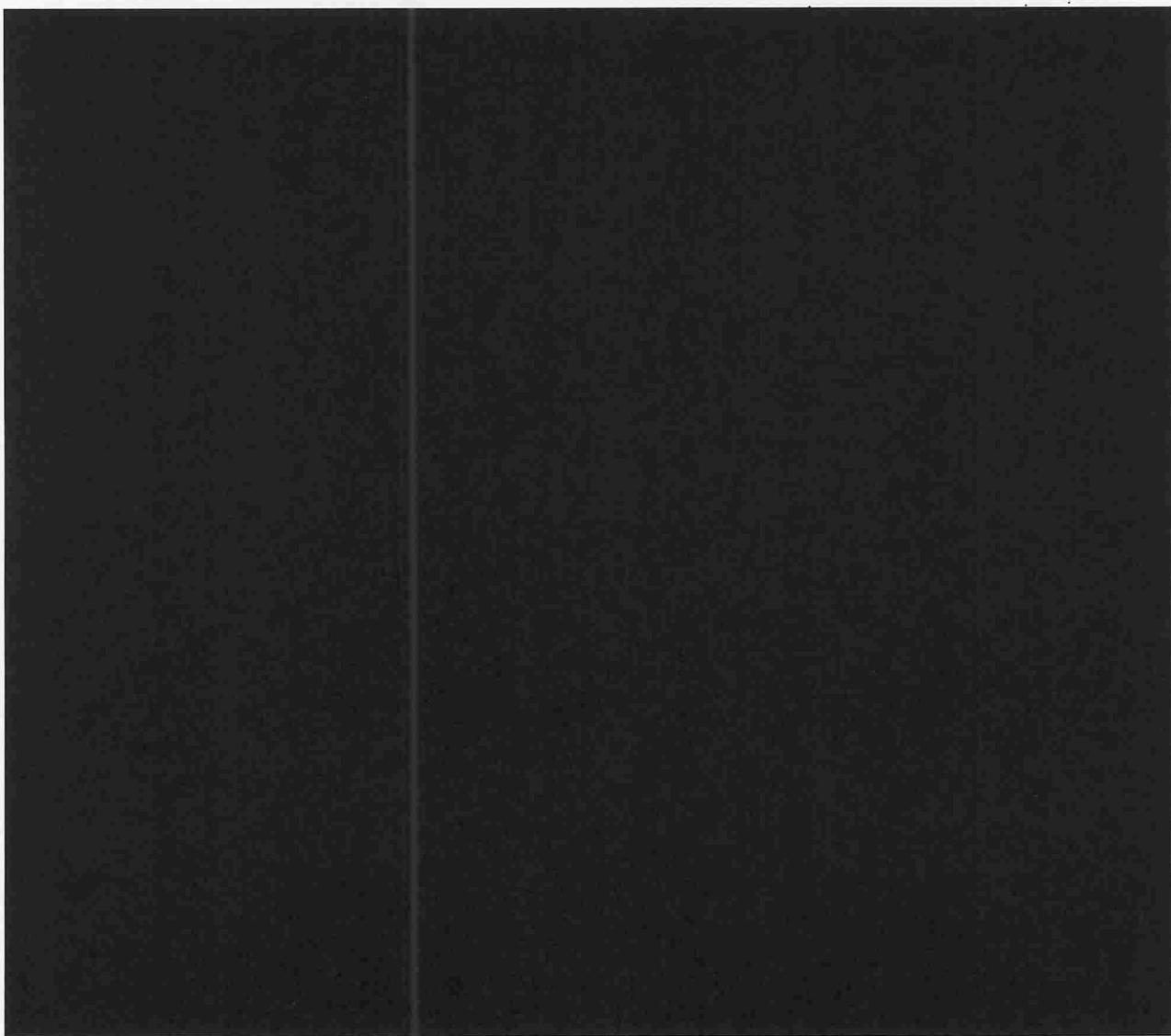
【参考3】茂木外務大臣による記者ぶら下がり（やり取り概要）（2020年1月5日）

問：ゴーン氏の出国について

答：

○事実関係については、現在も確認中であるが、カルロス・ゴーン被告人が日本を出国した旨の記録はないことが判明しており、何らかの不正な手段を用いて不法に出国したものと考えられる。こうした事態に至ったことは誠に遺憾。

○既に裁判所によってゴーン被告人の保釈が取り消されたものと承知しているが、我が国の刑事手続が適正に行われるよう、今後、関係当局とも調整の上、関係国・国際機関ともしっかり連携していきたい。



【参考5】鈴木副大臣のレバノン訪問（概要）

1 2019年12月19日から22日にかけて、鈴木馨祐外務副大臣は、イスラエル、レバノン、パレスチナ、ヨルダンを訪問。レバノンには19-20日に滞

在。

- 2 20日、鈴木副大臣は、ミシェル・アウン大統領、ナビーフ・ベッリ国會議長、サアド・ハリーリ首相への表敬、ジブラーン・バシール暫定外相との会談、ヤシーン・ジャーベル国会外交委員長との昼食会を実施。
- 3 アウン大統領への表敬では、鈴木副大臣から、現下のレバノン情勢について、レバノンの政治指導者が、国民の声を踏まえた対話を推進し、国民の期待と信頼に応える新政権を早期に樹立することを強く期待する旨述べた。また、レバノンが多くの難民を受け入れていることに対し敬意を表した上で、レバノンの安定化に向けたアウン大統領のリーダーシップに期待する旨述べた。

これに対しアウン大統領からは、レバノンが置かれた経済・政治情勢について説明があり、日本との二国間関係を強化していきたい旨述べた。

【参考6】レバノン公安総局の声明（2019年12月31日）

過去2日間に、レバノン国民であるカルロス・ゴーン氏のベイルート入りに関する多くの解釈が出ていた。公安総局にとって重要なことは、前述の国民がレバノンに合法的に入国したということであり、同人のために何らかの措置が講じられたこともなければ、同人が法的な追求を受ける必要も生じない。

【参考7】ゴーン氏のICPO手配に関するサルハン・レバノン司法相の発言（2020年1月2日）

- (1) ガッサン・オエイダット検事総長より自分（サルハン司法相）に対して、特定の人物の逮捕を請求するインターポールのいわゆる「赤手配書」が出されたとの報告があった。
- (2) 検察は、同請求を受けて、（ゴーンに対する）尋問を含め、求められている関連措置について検討することとなる。
- (3) レバノンと日本の間に犯罪人引き渡し条約がないことから、レバノンの国内法が適用される。

【参考8】トルコ人関係者逮捕に関するトルコ紙報道（2020年1月2日）

- (1) 日本において汚職容疑で保釈中であった日産自動車の元CEOカルロス・ゴーン氏は、先日、日本から不法に出国し、トルコで経由レバノンに入国した。当件に関して、トルコ内務省は捜査を開始し、現在まで7名が逮捕された。

(2) バクルキヨイ裁判所（イスタンブル県）の捜査により現在まで7名が逮捕された。逮捕者の内訳は、パイロット4名、運送会社であるMNG Kargo社貿易担当部長1名、空港関係者2名とされている。

- (3) ゴーン氏逃亡のために特別機が準備され、当該機には2名のみが搭乗

し、ゴーン氏は搭乗していないよう工作された。

(4) ゴーン氏は特別機がイスタンブールに到着後、逮捕されたMNG Kargo社社員によりアタテュルク空港にて秘密裡に準備された第2の航空機でベイルートに向かった。

(5) ゴーン氏はベイルート到着後、「司法から逃げているわけではない。不公正及び政治的圧力から逃れているのである。現在はメディアと自由に連絡を取ることができるようになった。来週にも会見を行うことができる。」と述べた。

(6) NHKの報道によると、ゴーン氏は2018年に逮捕された後、パスポートが使用不可となったため、偽のIDを使用し特別機で不法出国した。他のメディアの情報によると、不法出国にフランスのパスポートが使用されたという。ゴーン氏はフランス、ブラジル、レバノン国籍を有する。

(7) ウォールストリートジャーナル紙によれば、ゴーン氏は関西空港からアタテュルク空港を経由し、ベイルートのラフィーク・ハリーリ空港に向かったとされる。

【参考9】フランス政府の反応（2019年12月31日）

●仏欧州・外務省副報道官によるカルロス・ゴーン氏の状況に関するプレスとの質疑応答概要

(問) ゴーン氏の逃亡に関する仏政府の受け止め

(答) フランス関係当局は、ゴーン氏のレバノン到着を報道により承知した。同氏は日本で法的手続きの対象となっており、日本からの出国を禁じられていた。

フランス関係当局は、同氏の日本出国について承知していなかったとともに、その出国の状況についてもなんら承知していない。

ゴーン氏は日本で逮捕されて以来、仏国民として領事保護を享受していた。同氏の状況について、一定の法の原則の実施とともに、在京フランス大使が常時注意深くフォローしていた。フランス関係当局のハイレベルの要請により、在京フランス大使はゴーン氏とその弁護団と定期的に接触していた。

●カスタネール仏内相によるコメント

「内相としての役割は、国内情勢に集中することであり、日本の司法に関する事態や、司法に関するレバノンと日本の間に存する各種協定に関するものでは必ずしもない。他方、私が承知していることは、その国籍に関わらず、何人も法の適切な適用から逃れるべきではないということである。」

(了)

カルロス・ゴーン被告人の出国とレバノン入国事案

想定問 昨年末に発覚したカルロス・ゴーン被告人のレバノンへの出国を受けた政府の受け止めと今後の対応方針如何。

(答)

- 昨年12月31日、保釈中であったカルロス・ゴーン被告人がレバノンに到着した旨の声明が発表されたところ。
- 事実関係については、現在も確認中であるが、カルロス・ゴーン被告人が日本を出国した旨の記録はないことが判明しており、何らかの不正な手段を用いて不法に出国したものと考えられる。こうした事態に至ったことは誠に遺憾。
- 既に裁判所によってゴーン被告人の保釈が取り消されたものと承知しているが、我が国の刑事手続が適正に行われるよう、今後、関係国・国際機関ともしっかりと連携していきたい。

(了)

電信

保存期間：令和4年12月31日迄

主管

総番号 R0459300

主管

令和元年12月31日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和元年12月31日 [REDACTED]

本省着

外務大臣殿

大久保武大使

注意

日・レバノン関係（カルロス・ゴーン氏のレバノン入国に関する治安当局の声明）

第2150号 [REDACTED]

12月31日、レバノン国営通信は、カルロス・ゴーン氏のレバノン入国に関するレバノン公安総局のステートメントを報じているところ（アラビア語）、以下のとおり。同国営通信の記事を別添送付する。

「過去2日間に、レバノン国民であるカルロス・ゴーン氏のペイルート入りに関する多くの解釈が出ていた。公安総局にとって重要なことは、前述の国民がレバノンに合法的に入国したということであり、同人のために何らかの措置が講じられたこともなければ、同人が法的な追求を受ける必要も生じない。」

転電【添付有】シリア危機関係公館、キプロス（了）

電
報
に
取
扱
る
い
照
は
会
慎
重
に
報
願
い
信
ま
課
す
電
處
理
班

内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
に
連
絡
願
い
ま
す

12/31 17:57 R0459267

電信 【複写禁止】

保存期間：令和2年12月31日迄

秘密指定解除
公文書監理室

限定配布

1. 本文書に含まれる情報の取扱いは、厳に「知る必要のある者」に限定すること。
2. 本文書に含まれる情報を漏えいした者に対して国家公務員法に基づく罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が課される場合がある。

総番号 R0459267

主管

令和元年12月31日

レバノン発 中ア局長

令和元年12月31日

本省着

外務大臣殿

大久保武大使

注意

日・レバノン関係

第147号 極秘

(限定配布)

電報に取り扱う
手紙は会員に
情報は事前に報
通いを課す
内線四一二三四に連絡願います。

12/31 17:56 R0459268

電信 【複写禁止】 保存期間：令和2年12月31日迄

限定配布

秘密指定解除
公文書監理室

1. 本文書に含まれる情報の取扱いは、厳に「知る必要のある者」に限定すること。
2. 本文書に含まれる情報を漏えいした者に対して同国家公務員法に基づく罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が課される場合がある。

総番号 R0459268

主管

令和元年12月31日

レバノン発 中ア局長

令和元年12月31日

本省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係

電報
の取扱い
に限り
ては会
議室情
報に報
道機関
に送付
する事
を希望
する事
はござ
いません。
内線四二一三・四二一四
に連絡願
います。

第148号 極秘

(限定配布)

電 信

保存期間：令和 4年12月31日迄

主管

総番号 R0459298

主 管

令和 元年12月31日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和 元年12月31日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係（カルロス・ゴーン氏の日本出国及びレバノン入国：報道）

第2149号 [REDACTED]

12月31日、当地各紙は、カルロス・ゴーン氏の日本出国及びレバノン入国を報じているところ、概要以下のとおり。

1 デイリースター（英字紙）

日産を追放された元CEOのカルロス・ゴーン氏はレバノンにいるとの声明を発し、「不正な（rigged）」日本の司法制度の「人質」となることを拒否する旨述べており、世界で最も有名な重役が日本での裁判が始まる数ヶ月前にどのように出国できたかに注目が集まっている。

ゴーン氏の突然の出国は、グローバルな自動車メーカーである日産とルノーの提携関係を揺るがし、日本の司法制度の公平さについても厳しい視線を投げかけるものとなった。

ゴーン氏は声明で次のように述べた。「私は現在レバノンにいる。有罪が前提とされ、差別が蔓延し、基本的な人権が無視されている不正な日本の司法制度の人質ではもはやない。私は正義から逃げたわけではなく、不公正と政治的迫害から逃げたのである。私はようやくメディアと自由に話せるようになった。来週から始動することを楽しみにしている。」ゴーン氏の日本出国がどのようになされたかは不明であり、在京レバノン大使館は「我々は何も情報を受け取っていない」旨述べた。

レバノンは日本との間に犯罪人引き渡しに関する司法協定を結んでおらず、日本の法務省によれば、ゴーン氏を東京に引き戻し裁判に出廷させることは難しいとのことである。

電 信

日本のテレビ局NHKによれば、不特定のレバノン治安当局者からの情報として、ゴーン氏に似た人物が別の名前を使ってプライベートジェットでベイルート国際空港に入国したこと。

ウォールストリートジャーナルによれば、ゴーン氏は日本を出国し、トルコ経由で月曜日にレバノン入りしたとのことで、近日中にゴーン氏は記者会見を開くと報じられている。

2 MTV（アラビア語テレビ放送局のネット記事）

30日夜、カルロス・ゴーン氏の日本逃亡の報に接し、外国報道記者は忙しい時を過ごした。ゴーン氏は近く日本で裁判にかけられる予定であり、日本の強固なガードからこのような形で逃れるのは簡単ではないため、当初、情報が出回った際に多くはこれを重要視していなかった。

レバノンでは報道が出回った際、日本大使はちょうど会食中であった。MTVは取材を試みたが、日本大使は報道に驚くとともに、日本政府としては何も本件に関する情報を有していない旨述べた。

この時、ゴーン氏は既にベイルートにいた、詳しくはキャロル夫人の家族の家にいたのである。この報道が出る何時間も前からベイルートにおり、情報筋によると、ウン大統領とも面会し、またレバノン当局の手厚い警護を受けていたとのことである。

ゴーン氏はまるで警察映画のようにレバノンに入国した。オペレーションは「バラ・ミリタリー(bala askariya)」というグループによって実行され、米国にいた夫人も同行していた。日本の住宅で夕食に楽団を呼んでコンサートを行った後、同楽団の運ぶ楽器ケースに隠れて運ばれた後、日本の空港から出国した。

どのように彼が空港の出国管理を通過できたかに疑問が集まっている、それは不明のままであるが、最も重要なことはそのパスポートである。彼はフランスのパスポートを使ってプライベートジェットでトルコ経由でレバノン入りしたと見られているが、どのようにしてフランスのパスポートを入手できたのであろうか。

3 リワー紙（アラビア語）

日本で逮捕されていたカルロス・ゴーン氏は、トルコ経由でベイルートに到着し、バアブ

注意

電
報
の
に
取
關
り
す
る
照
は
會
僕
は
重
情
に
報
願
い
信
ま
課
す
電
處
理
班
内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
に
連
絡
願
い
ま
す

電 信

注意
一二
電報の取り扱いは慎重に重視願います
課来自電處理班 内線四二一三・四二一四に連絡願います。

ダ宮殿を訪れ、アウン大統領と面会したとされる。ゴーン氏は、複雑な警護オペレーションを経てトルコからプライベートジェットでレバノンに到着した。情報筋によれば、西側の国の警護組織が出国・入国オペレーションを実行し、ゴーン氏保釈中に日本を出国することを禁ずるという日本の検察判断をすり抜けることを可能とさせた。

4 ナハール紙（アラビア語）

ジュライサーティ大統領府担当国務大臣は、ナハール紙に対して、カルロス・ゴーン氏のレバノン入国に関して、「私はゴーン氏の日本出国に関して何も情報を持ち合わせていない」旨述べた。また、ジュライサーティ大臣は、先日会談した日本の外務副大臣に、日本の当局が国連腐敗防止条約に基づきゴーン氏をレバノンに引き渡すよう要請している件を伝えたと述べた。

アルベルト・サルハン司法大臣は、昨夜ナハール紙に対して、ゴーン氏がレバノンにいるかどうかについて承知していない旨述べた。

転電《添付無》シリア危機関係公館、キプロス（了）

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

秘密指定解除
公文書監理室

総番号 R0000015

主管

令和元年12月31日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和2年1月1日 [REDACTED]

本省着

外務大臣殿

大久保武大使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

一二

電電報報のに取関りするい照は会模は重情に報通い信ま課す。電處理班

第1号 秘 [REDACTED]

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

01/02 03:50 R0000040

電 信 【複写禁止】 保存期間：令和 3年12月31日

秘密指定解除
公文書監理室

限定配布

1. 本文書に含まれる情報の取扱いは、厳に「知る必要のある者」に限定すること。
 2. 本文書に含まれる情報を漏えいした者に対して~~國家公務員法~~に基づく罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が課される場合がある。

編番号 R0000040

主 管

令和 2年 1月 1日 20時36分

レバノン発 中ア局長

令和 2年 1月 2日 3時36分

本省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係

第5号 極秘

(限定配布)

電報に関する場合は情報通信課来電処理班 内線四二一三・四二一四に連絡願います

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

秘密指定解除

主管

公文書監理室

総番号 R0000031

主 管

令和 2年 1月 1日 [REDACTED]

レバノン発 中東 1

令和 2年 1月 1日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

電
報
の
に
取
扱
る
い
照
は
会
議
は
重
情
に
報
願
通
い
信
ま
す
課
來
電
処
理
班
内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
に
連
絡
願
い
ま
す。

第2号 秘 [REDACTED]

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

秘密指定解除
公文書監理室

総番号 R0000038.

主 管

令和2年 1月 1日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和2年 1月 2日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

一二
電報報のに取
りする扱い照
は会は慎は重
に報通信課ま
す電處理班内線四二一三・四二一四
に連絡願います。

第4号 秘 [REDACTED]

電信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

秘密指定解除
公文書監理室

総番号 R0000118

主管

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

レバノン発

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

電報報のに取
り扱いは会
は重に報
に願い信
ます電
處理班内線四二一三・四二一四
に連絡願
います。

第7号 秘 [REDACTED]

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

取扱注意

総番号 R0000121

主管

令和2年 1月 2日 [REDACTED]

トルコ発 中東1

令和2年 1月 2日 [REDACTED]

本省着

外務大臣殿

宮島 昭夫大使

注意

カルロス・ゴーン氏のレバノン入国 [REDACTED]

第3号 (取扱注意) [REDACTED]

往電第2号に関し、

電電報報
のに取
りする
い照
は会
慎は重
情に報
願通
い課
まづ來
・電
・電
・電
・電
・電
内線四
二一三
・四
二一四
に連絡
願い
ます。

電信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

総番号 R0000115

主管

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

一二

電電報報のに取扱りする照は会徳は重情に報願通い信ま課す來電處理班

内線四一二三・四二一四に連絡願います。

日・レバノン関係（カルロス・ゴーン氏のICPO手配：速報）

第6号 [REDACTED]

1月2日、当地各メディアは速報でカルロス・ゴーン氏に対するICPO手配を報じているところ、以下のとおり。

アルベルト・サルハン司法大臣は、レバノンの検察当局がインターポール（ICPO）よりカルロス・ゴーン氏に対する赤手配（red notice）を受領した旨認める。

転電《添付無》シリア危機関係公館、キプロス（了）

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

総番号 R0000141

主管

令和2年 1月 2日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和2年 1月 3日 [REDACTED]

本省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

一二

電電報
のに
取関
りす
扱る
い照
は会
慣は
重情
に報
願通
い信
ま課
す來
電
処理
班内線四二一三・四二一四
に連絡願います。

日・レバノン関係（カルロス・ゴーン氏のレバノン入国：報道）

第14号 [REDACTED]

往電第8号に関し、

1月2日夜、当地民放MTVの番組の中でゴーン事案について報道されたポイントは以下のとおり。

- 1 ゴーンは、日本を出国する際に偽造されたスウェーデン旅券を使用した模様である。
- 2 ゴーンが搭乗したプライベートジェットは、日本からトルコに向かう前に韓国に立ち寄った模様である。
- 3 本日アウン大統領がフーシュ大使と会談したが、両者の間でゴーンの仏への出国の可能性が議論された模様である。レバノン大統領官邸筋によれば、レバノンはゴーンを国内に留めておくことは困難であるため、アウン大統領がフーシュ大使にゴーンの仏での受け入れが可能かを尋ねた模様である。

転電《添付無》シリア危機関係公館、キプロス（了）

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

総番号 R0000138

主管

令和2年 1月 2日 [REDACTED]

レバノン発

令和2年 1月 3日 [REDACTED]

本省着

外務大臣殿

大久保武大使

注意

日・レバノン関係（カルロス・ゴーン氏のICPO手配に関するサルハン司法大臣の発言
：報道）

第13号 [REDACTED]

往電第6号、8号に関し、

1月2日付レバノン国営通信は、カルロス・ゴーン氏のICPO手配に関するサルハン司法相の発言について報じたところ、概要以下の通り。

1 サルハン司法相は次の通り述べた。

- (1) ガッサン・オエイダット検事総長より自分（サルハン司法相）に対して、特定の人物の逮捕を請求するインターポールのいわゆる「赤手配書」が出されたとの報告があった。
- (2) 検察は、同請求を受けて、（ゴーンに対する）尋問を含め、求められている関連措置について検討することとなる。

2 また、サルハン司法相は、レバノンと日本の間に犯罪人引き渡し条約がないことから、レバノンの国内法が適用される旨を示唆した。

転電《添付無》シリア危機関係公館、キプロス（了）

電報
に取
扱る
い照
は会
慣は
重情
に報
願通
い信
ま課
す来
電
処理
班

内線
四二
一三
・四二
一一四
に連絡
願い
ます。

電信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

総番号 R0000136

主管

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

レバノン発

令和 2年 1月 3日 [REDACTED]

本省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

一二

電電報報のに取閱りするい照は会慣は重情に報願通い信ま課す來電處理班

日・レバノン関係（カルロス・ゴーン氏のレバノン入国：報道）

第11号 [REDACTED]

往電第8号に関し、

1月2日付ロイター報道（ベイルート発）は、カルロス・ゴーン氏が同日発出したステートメントについて報じているところ、概要以下の通り。

1 メディアでは、私の妻キャロルや他の家族が私の日本出国で役割を果たしたとする旨の憶測が出ている。そうした憶測はすべて不正確で間違ったものである。

2 私は、自分の出国を一人でアレンジした。私の家族は何の役割もない。

転電《添付無》シリア危機関係公館、キプロス（了）

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

総番号 R0000116

主 管

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

トルコ發 中東1

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

宮島 昭夫大使

注意

カルロス・ゴーン氏のレバノン入国（当地報道）

第2号 [REDACTED]

1月2日、カルロス・ゴーン元日産自動車CEOがトルコ経由でレバノンに向かったとされる件に関する当地報道ぶり概要以下のとおり。

1. 日本において汚職容疑で保釈中であった日産自動車の元CEOカルロス・ゴーン氏は、先日、日本から不法に出国し、トルコで経由レバノンに入国した。当件に関して、トルコ内務省は捜査を開始し、現在まで7名が逮捕された。

2. バクルキヨイ裁判所（イスタンブル県）の捜査により現在まで7名が逮捕された。逮捕者の内訳は、パイロット4名、運送会社であるMNG Kargo社貿易担当部長1名、空港関係者2名とされている。

3. ゴーン氏逃亡のために特別機が準備され、当該機には2名のみが搭乗し、ゴーン氏は搭乗していないよう工作された。

4. ゴーン氏は特別機がイスタンブルに到着後、逮捕されたMNG Kargo社社員によりアタテュルク空港にて秘密裡に準備された第2の航空機でベイルートに向かった。

5. ゴーン氏はベイルート到着後、「司法から逃げているわけではない。不公正及び政

電 信

注意

電報報
に取
扱る
い照
は会
慎は
重情
に報
願通
い信
課す
まし
・電
処理
班 内
線四
二一
三・四
二一
四 に連絡願
います。

治的圧力から逃れているのである。現在はメディアと自由に連絡を取ることができるように
になった。来週にも会見を行うことができる。」と述べた。

6. NHKの報道によると、ゴーン氏は2018年に逮捕された後、パスポートが使用不可となつたため、偽のIDを使用し特別機で不法出国した。他のメディアの情報によると、
不法出国にフランスのパスポートが使用されたという。ゴーン氏はフランス、ブラジル、
レバノン国籍を有する。

7. ウォールストリートジャーナル紙によれば、ゴーン氏は関西空港からアタテュルク
空港を経由し、ベイルートのレフィキ・ハリリ空港に向かったとされる。

転電《添付無》イスタンブル、レバノン、フランス（了）

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

総番号 R0000037

主 管

令和 2年 1月 1日 [REDACTED]

レバノン発 中東 1

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

本 省着

外 務 大 臣 殿

大久保 武 大 使

注意

一二

電電
報報
のに
取聞
りす
扱る
い照
は会
慎は
重情
に報
願通
い信
ま謀
す來
・電
処理
班内線四
二一三
・四二
一四
に連絡
願いま
す。

日・レバノン関係（カルロス・ゴーン氏の記者会見日：報道）

第3号 [REDACTED]

1月1日、当地ナハール紙（アラビア語）は、カルロス・ゴーン氏の記者会見日について報じているところ、概要以下のとおり。

情報筋によれば、カルロス・ゴーン氏は来週水曜（1月8日）に記者会見を開き、彼の案件に関する最新の状況及びレバノンに来ることになった理由について説明するとのこと。

ニッサン・ルノーの元CEOは12月31日に金銭的不法行為で告発され自宅軟禁となっていた日本を出国しレバノンにいると認めていた。

ゴーン氏はステートメントで次のとおり述べていた。「私は今レバノンにいる。推定有罪で偏った日本の司法制度の人質ではなくなった。私は正義から逃げたのではなく、不当な処置や政治的迫害から逃れたのである。ようやくメディアと自由にコミュニケーションができるようになった。これが来週から始まる。」

転電《添付無》シリア危機関係公館、キプロス（了）

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

秘密指定解除
公文書監理室

総番号 R0000128

主 管

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

レバノン発 中東 1

令和 2年 1月 3日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

第9号 秘 [REDACTED]

往電第4号に関し、

電電報報のに取閱りす扱るい照は会慎は重情に報願通い信ま課す來電處理班 内線四二一三・四二一四に連絡願います。

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

秘密指定解除
主管
公文書監理室

総番号 R0000135

主 管

令和 2年 1月 2日 [REDACTED]

レバノン発 中東 1

令和 2年 1月 3日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

レバノン情勢 [REDACTED]

第10号 秘 [REDACTED]

電報に取り扱いは慎重に願います。電課課長に連絡願います。

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

秘密指定解除
公文書監理室

総番号 R0000214

主管

令和 2年 1月 3日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和 2年 1月 3日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

第15号 秘 [REDACTED]

電電報報に取扱い会は模倣に頼通信課來ます。電處理班

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

。に連絡願います。

秘密指定解除
公文書監理室

※

H0000020-004

令和 2年 1月 3日

電 信 案

本文添付	極秘・ 秘 ・取扱注意・平
	極秘・ 秘 ・取扱注意・平
極秘作成部数	部の内 号
秘密指定権者決裁	
秘密指定期間	令和 年 月 日迄、公表迄、 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
指定事由 (情報公開法 第5条該当号数)	1 個人情報 4 公安秩序 2 法人情報 5 内部検討 3 外交情報 6 事務支障

● 秘書官が御了承とする場合には了承 日付を決裁時に記入すること。		主管	情報通信課長 (第電係)
			保 存 期 間
			(30年) 10年 (5年) (3年) (1年) (1年未満)
			令和 12年 12月 31日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。
			完 結 令和 年 月 日
			起 案 令和 2年 1月 3日
起案者	青島 秀典	内 線	2874
協議先			
大 使 あて 外務大臣 発 在 《添付無》レバノン 総領事			
件名 日・レバノン関係			
主管・文書記号 中東 1	※電信番号 第19号	大至急	パターン・コード 要処理
転 電 転 報	《添付無》	大 使 あて 総領事	大至急
添付ファイル			
次頁以下 2 頁 不開示			
GB-1	外 務 省	回覧番号	

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

取扱注意

総番号 R0000204

主 管

令和2年 1月 3日 [REDACTED]

トルコ発 中東1

令和2年 1月 3日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

宮島 昭夫大使

注意

カルロス・ゴーン氏のレバノン入国 [REDACTED]

第5号（取扱注意） [REDACTED]

往電第3号に関し、

1月3日、当館福岡書記官から、 [REDACTED]

を質したところ、以下のとおり述べ

たところ、報告申し上げる。

電報
に
取
扱
す
る
い
照
は
会
慎
は
重
信
に
報
頗
通
い
信
ま
課
す
来
電
処
理
班
内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
に
連
絡
願
い
ま
す。

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

総番号 R0000127

主管

令和2年 1月 2日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和2年 1月 3日 [REDACTED]

本省着

外務大臣殿

大久保 武大使

注意

一二

電電報報のに取關りするい照は会憶は重情に報願通い信ま課す來電處理班

内線四二一三・四二一四に連絡願います

日・レバノン関係（カルロス・ゴーン氏のレバノン入国：報道）

第8号 [REDACTED]

往電第6号に関し、

1月1—2日付のカルロス・ゴーン氏のレバノン入国に関する報道とりまとめ概要以下のとおり。

1 当地デイリースター（英字紙）

(1) トルコ警察は、4人のパイロットを含む7人を拘束。カルロス・ゴーン氏がレバノンに向けて日本を出国した後、イスタンブルをトランジットした件について捜査しているとメディアに向け発表した。7人は木曜日に裁判所で証言する予定とされている。また、トルコの内務省がゴーン氏のトランジットに関する捜査を開始した旨報じられている。トルコの国境警察はゴーン氏の到着について知らされておらず、その出入国は記録されていないとのこと。日本の公営放送NHKによると、ゴーン氏は保釈時に2通のフランス旅券の内の1通を鍵がついたケースに入れて保持することが認められていたという。

(2) フランスのパニエ＝リュナシェ経済・財務大臣付副大臣は、フランスのテレビ局の取材に対して、「仮にゴーン氏がフランスに入国していれば、フランスは日本から要請があったとしても、引き渡しには応じない。なぜならフランスは国民を一度も引き渡したことなく、ゴーン氏についても他の国民と差別することなく同じ原則を適用する。他方、彼は日本の司法制度から逃れるべきではなかった。」と述べた。

電信

注意

一二

電電
報報
のに
取開
りす
扱る
い照
は会
慣は
重情
に報
願通
い信
まく
す来
・電
処理
班

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

(3) アウン大統領府の高官は AFP 通信の取材に対して、ゴーン氏は「大統領宮殿に来ていないし、大統領とも会っていない」と述べ、ゴーン氏がレバノン入国後にアウン大統領と面会したとの報道を否定した。

(4) サルハン司法大臣は、レバノンの検察当局がインター・ポールの国際事務局よりカルロス・ゴーン氏の件に関する赤手配書を受領した旨認めた。司法情報筋によると、ゴーン氏は来週レバノンの司法当局に出頭する予定であり、検察の事情聴取を経て必要な司法手続きを取ることである。なお、同聴取に日本の司法当局の訪問団の同席を認めるかどうかの判断もなされる予定。サルハン司法大臣は、「レバノンと日本との間に犯罪人引き渡しに関する二国間条約がないことから、レバノンの国内法が適用される」と述べた。

(5) レバノンの弁護士グループは、ゴーン氏を「イスラエル入国及びイスラエル・ボイコットに関する法律違反」の罪で、検察に対して訴訟を起こす旨報じられている。訴訟は、ゴーン氏が「イスラエルと交わした幾つかの契約書に関する情報及びイスラエルで行われた幾つかの経済会議への出席」が元となっているとのこと。ゴーン氏の最も物議を醸したイスラエル訪問は、2008年に日産ルノーが行った中東ツアの一環で、電気自動車ネットワークのプロジェクトに関して発表した他、オルメルト元首相やペレス元大統領と面会している。

2. 英インディペンデント・アラビア語版

(1) 東京の家からの脱出の経緯は、音楽バンドがゴーン氏の家を含む近隣の家を15分ずつ回る間に、ゴーン氏はバンドの一員として仮装した上で、楽器などを運ぶ輸送トラックの中に隠れて東京郊外まで行き、そこから「パラ・ミリタリー」の警護の下、京都まで輸送トラックで移動、更にプライベート車に乗り換えて関西空港まで行った。

(2) かかるオペレーションは、パラ・ミリタリーとトルコの準情報機関によって実行され、それを裏で取り仕切っていたのは米国にいたキャロル夫人である。なお、キャロル夫人の家族は、トルコとの特別なコネクションを有している。キャロル夫人は、このオペレーションを実行するグループに、フランスのパスポートのセカンドコピーを渡すことが可能であった。フランスのビジネスマンはパスポートを二重に有することがよくある。

(3) また、オペレーションの実施は12月24日の夜から開始したが、その準備には少

電 信

なくとも2ヶ月間を要し、そのコストは少なくとも2000万ドルかかった。

(4) レバノンにおいては、大臣級の情報筋によると、少なくとも数週間前から治安・政治関係者は本件を把握していたとのことである。キャロル夫人は政治家達から、ゴーンのレバノン入国をアウン大統領との面会後に公開することに対する許可を取り付けていた。

(5) 政治家兼弁護士のアミーン・バシール氏は、ヒズボッラーに続きカルロス・ゴーンの件で、レバノンは国際社会からならず者国家の認定をさらに確固たるものにしてしまうおそれがあるとコメント。更に、本件にはジブラン・バシール外相が絡んでいるのではとし、ゴーン氏が誰の協力もなしにレバノン入国が可能なわけがないと述べた。

(6) 外交筋によれば、日本から本件に関してレバノンとの対話要請があったという。日本の当局はゴーン氏がどのように日本から出国したか、また現在の所在に関する幾つかの情報を知っているとのことである。通常、日本は他国とは事を荒立てることを好まず、協力関係を結ぶことを優先するが、もしレバノン当局が本件を事前に認知していたとすれば、関係悪化が避けられないであろう。

転電《添付無》シリア危機関係公館、キプロス（了）

注意
一二
電電報報のに取取りするい照は会は重情に報願通い信ま課す来電處理班内線四二一三・四二一四に連絡願います。

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

総番号 R0000232

主管

令和2年 1月 3日 [REDACTED]

トルコ発 中東1

令和2年 1月 3日 [REDACTED]

本省着

外務大臣殿

宮島 昭夫大使

注意

一一

電報
報文
に取
りす
るい
照は
は会
は重
に報
願通
い信
ま課
す来
・電
・處
理班内線四
二一三
・四二
一四
に連絡
願いま
す。

カルロス・ゴーン氏のレバノン入国（トルコで拘束された容疑者らの裁判所送致及びMNG航空による刑事告訴：報道）

第6号 [REDACTED]

往電第5号に関し、

1月3日、当地報道はカルロス・ゴーン元日産CEOの逃亡を手助けした容疑でイスタンブールで拘束された7名が裁判所に送致された内容及びMNG航空による「刑事告訴」について報じているところ、概要以下のとおり。

1 容疑者7名の裁判所への送致

(1) 日本からトルコのアタテュルク空港経由でレバノンに逃亡したゴーン氏の逃亡を共助した容疑で開始された捜査において、昨2日、民間航空会社のパイロット4名（イニシャル：N.P., O.B.B., S.K., B.K.S.），同会社責任者1名（イニシャル：O.K.），空港グランド会社2名（イニシャル：F.K., ?M.H.）の合計7名が拘束された。

(2) イエシルキヨイ・シェヒット・シャキル警察署 (Ye?ilko? ?ehit ?akir Tosun Polis Merkezi) における手続き完了後、容疑者らは本3日、バクルキヨイ裁判所に送致された。

(3) トルコ内務副大臣は、ゴーン氏逃亡に関して捜査官2名により捜査が続けられる旨を発表した。

電信

2 MNG航空による「刑事告訴」

- (1) 1月1日、MNG航空はカルロス・ゴーン氏が日本から逃亡するために使用したチャーター便が違法に使用されたとし、刑事告訴に踏み切った。
- (2) 同航空会社は、「2019年12月、MNG航空は特別機1機に関してドバイから大阪、大阪からイスタンブールに、もう1機をイスタンブールからベイルードの別々の飛行ルートのために別々の顧客に貸し出した。当該特別機2機はそれぞれ関係のないものとして示されている。(逃亡に使用された)2機の特別機使用に関する公式文書にゴーン氏の氏名は存在せず、特別機はMNG航空所属のものでないにもかかわらず、MNG航空によって管理された。」と発表した。
- (3) MNG航空は、公式文書上登録されている搭乗者のためではなく、ゴーン氏の便宜に供与されたことが明らかになった後、内部調査を開始し、トルコ国内において罰するために1月1日に刑事告発した。
- (4) 捜査責任者の尋問に対して、MNG航空社員1名が上司に黙って文書改ざんを行ったと認めた。
- (5) 同社員は、他の違法行為を行った協力者に関する捜査に協力している。

3 MNG航空概要

1996年に設立後、ドイツ、英国、カザフスタン、UAE、フランス、リビア、ロシア、中国と定期便を開設するトルコで定期便を提供する唯一の貨物専門民間航空会社。本社はイスタンブールであり、トルコにおける航空貨物の85%のシェアを占める。

転電《添付無》イスタンブール、レバノン、フランス(了)

注意
一二
電報
に取
り扱
る照
は会
僕は
重情
に報
願通
い信
ま課
す来
電
處理
班
内線
四二
一三
一四
に連
格願
いま
す。

01/03 23:04 R0000225

電信 【複写禁止】 保存期間：令和3年12月31日迄

限定配布

極秘
秘密指定解除
公文書監理室

- 本文書に含まれる情報の取扱いは、厳に「知る必要のある者」に限定すること。
- 本文書に含まれる情報を漏えいした者に対して国家公務員法に基づく罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が課される場合がある。

総番号 R0000225

主 管

令和2年 1月 3日

レバノン発 中ア局長

令和2年 1月 3日

本 省着

外務大臣 殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係

第118号 極秘

(限定配布)

電電報報のに取扱りする際は、会は慎重に情報に頼通い信函を課す。電處理班 内線四二一三・四二一四に連絡願います。

次頁以下2頁 不開示

外務省

001/003

秘密指定解除

公文書監理室

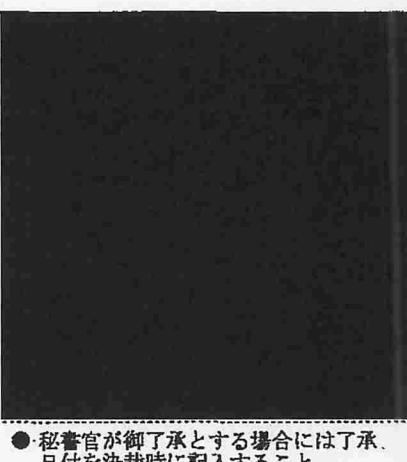
本文	極秘・ 秘 ・取扱注意・平
添付	極秘・ 秘 ・取扱注意・平
極秘作成部数	部の内 号
秘密 指定 権者 決裁	
指定期間	令和 年 月 日迄、公表迄、 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
指 定 事 由	1 個人情報 4 公安法 (情 報 公 開 法) 2 法人情報 5 内部機密 第5条該当号数 3 外交情報 6 事務支障

※

H0000023-004

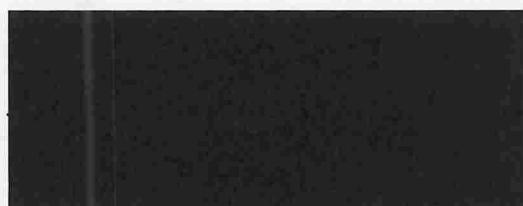
令和 2年 1月 4日

電 信 案



主管	情報通信課長 (発電係)
保 存 期 間	
(30年)	(10年) 5年
(3年)	(1年) (1年未満)
令和 7年12月31日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁元結日から起算のこと。	
完 結 令 和 年 月 日	
起 案 令 和 2年 1月 4日	
起案者 森川 洋也	内線 5231

協議先



在 《添付無》レバノン 大使 あて 外務大臣 発
総領事

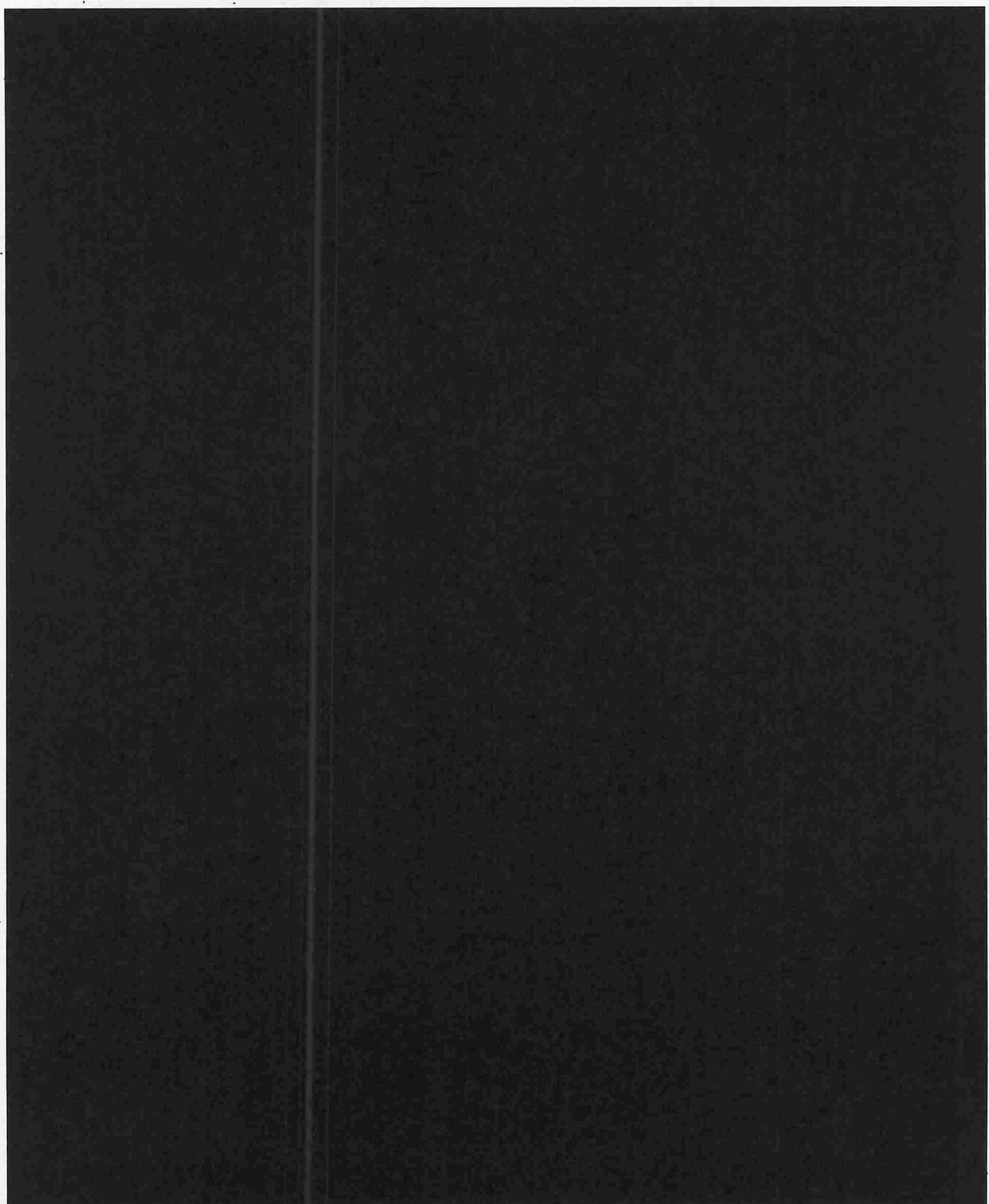
件名 日・レバノン関係

主管・文書記号 中東 1	※電信番号 第22号	大至急	要処理	パターン・コード [Redacted]
------------------------	----------------------	-----	-----	------------------------

転 電 報	《添付無》	大使 あて 総領事	大至急
----------	-------	--	-----

添付ファイル

往電中東1第19号に關し、



次頁不開示

秘密指定解除

公文書監理室

後 転 電

※

H0000024-001

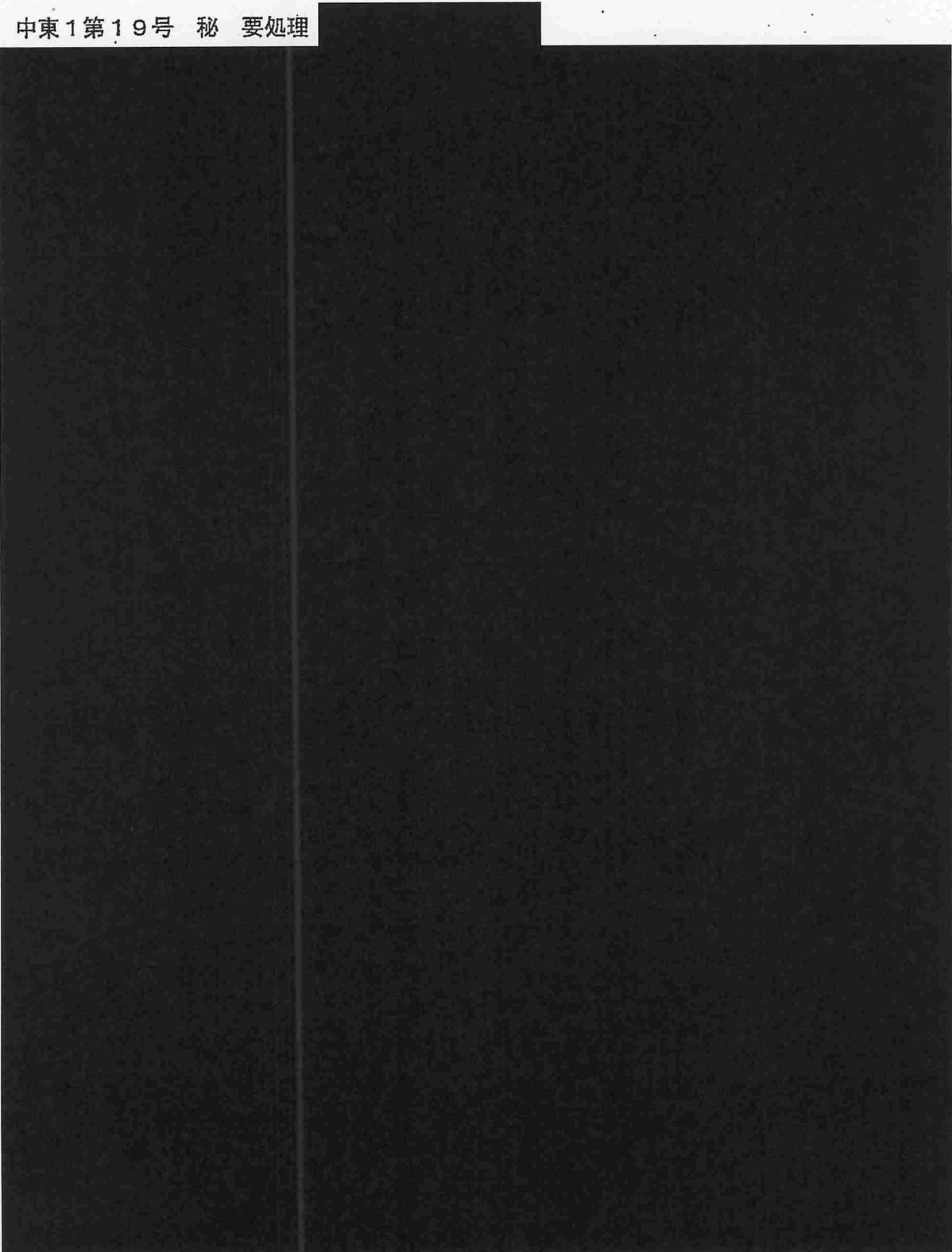
令和 2年 1月 4日 [REDACTED]

本文	極秘・ 秘 ・取扱注意・平
添付	極秘・ 秘 ・取扱注意・平
	極秘作成部数 部の内 号
	秘密 指定権者決裁
指定期間	令和 年 月 日迄、公表迄、 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
指 定 事 由 (情 報 公 開 法 第5条該当号数)	1 個人情報 4 公安秩序 2 法人情報 5 内部検討 3 外交情報 6 事務支障

電 信 案

[REDACTED]		主管	情報通信課長 (発電係)	
		保 存 期 間		
		(30年) 10年 (5年)		
		(3年) (1年) (1年未満)		
		令和12年12月31日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。		
		完 結 令 和 年 月 日		
		起 案 令 和 2 年 1 月 4 日		
		起案者	内線 5230	
		高橋 悠大		
協議先 [REDACTED]				
在 《添付無》 [REDACTED] 大使 あて 外務大臣 発 総領事				
件名 日・レバノン関係 [REDACTED]				
主管・文書記号 中東1	※電信番号 第23号	大至急	要処理	パターン・コード [REDACTED]
転 電		大使 あて		大至急
転 報		総領事		
添付ファイル				

中東1第19号 秘 要処理



次頁不開示

秘密指定解除

公文書監理室

電 転 後

本文 極秘・**秘**・取扱注意・平添付 極秘・**秘**・取扱注意・平

※

H0000025-001

令和 2年 1月 4日 [REDACTED]

極秘作成部数 部の内 号

秘密指定権者決裁

秘密 令和 年 月 日迄、公表迄、
指定期間 決定迄、署名迄、保存期間に同じ指 定 事 由 1 個人情報 4 公安機関
(情 報 公 開 法) 2 法人情報 5 内部検証
第5条該当号数 3 外交情報 6 事務支障

電 信 案

	主管	情報通信課長 (発電係)	
		保 存 期 間	
(30年) (10年) 5年			
(3年) (1年) (1年未満)			
令和 7年12月31日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁元結日から起算のこと。			
完 結 令 和 年 月 日			
起 案 令 和 2 年 1 月 4 日			
起案者	高橋 悠大	内線	5230

●秘書官が御了承とする場合には了承
日付を決裁時に記入すること。

協議先

在 《添付無》 [REDACTED]		大使 あて 外務大臣 発 総領事	
--------------------	--	---------------------	--

件名 日・レバノン関係 [REDACTED]

主管・文書記号 中東 1	※電信番号 第24号	大至急	要処理	パターン・コード [REDACTED]
転電 転報		大使 あて 総領事	大至急	
添付ファイル				

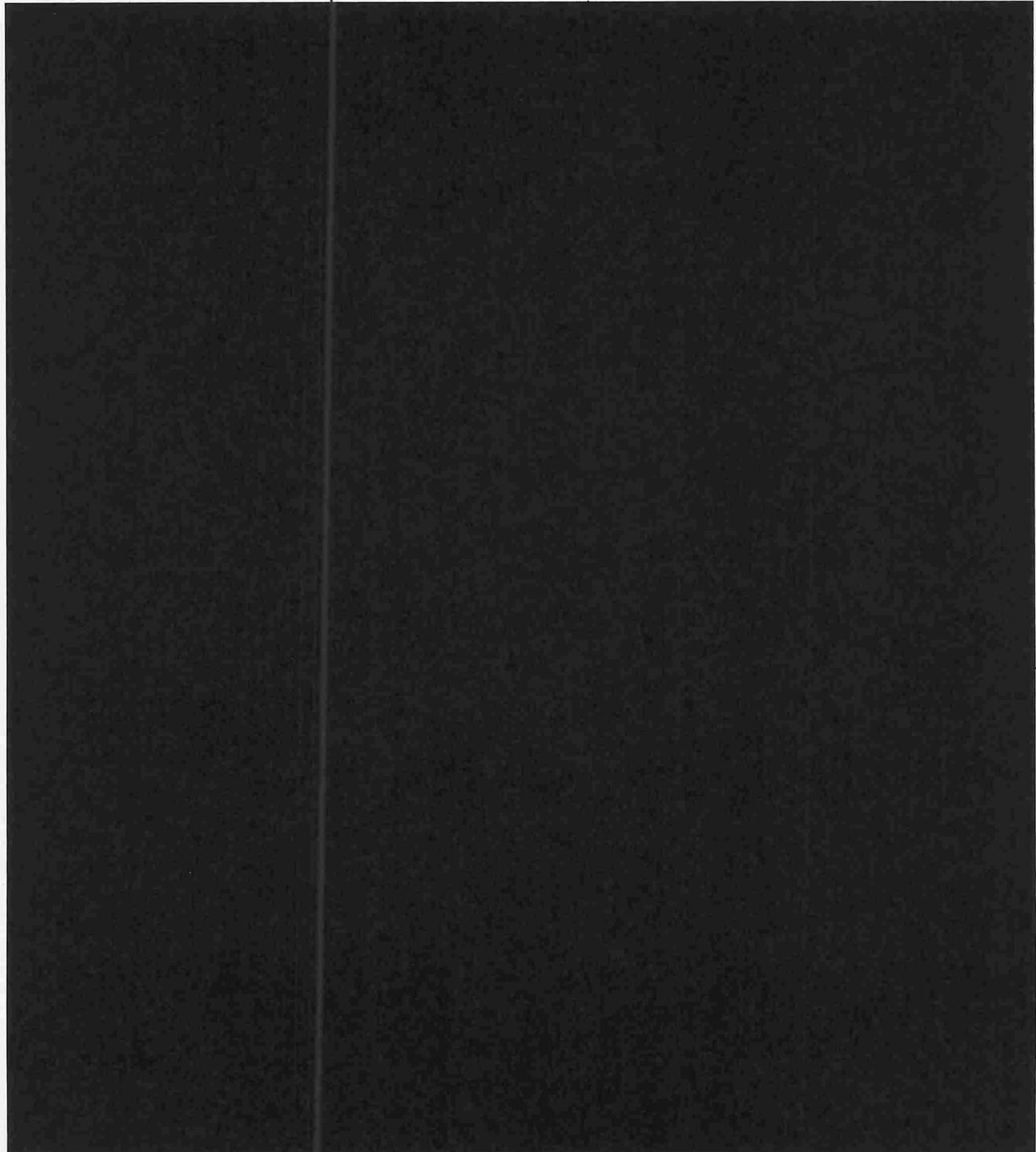
GB-1

外務省 回覧番号

平成二十年十二月改訂

中東1第22号 秘

往電中東1第19号に關し、



次頁不開示

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

秘密指定解除
公文書監理室

総番号 R0000322

主 管

令和 2年 1月 4日 [REDACTED]

レバノン発 中東 1

令和 2年 1月 4日 [REDACTED]

本 省着

外 務 大 臣 殿

大久保 武 大 使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

第22号 秘 [REDACTED]

電報のに取扱いする照会は慎重に報通い信譲ります。電處理班 内線四二一三・四二一四に連絡願います。

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

総番号 R0000308

主 管

令和2年 1月 4日 [REDACTED]

トルコ發 中東1

令和2年 1月 4日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

宮島 昭夫大使

注意

一二

電電報報のに取扱りするい照は会員は重情に報頤通い信ま課す來電處理班

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

カルロス・ゴーン氏のレバノン入国（トルコ紙報道振り）

第8号 [REDACTED]

往電第6号に関し、

1月3日付アナドル通信報道の要旨次の通り。

- 問題となっているプライベートの飛行機のパイロットは、「N.P.」「O.B.B」「S.K.」「B.K.S.」、MNGのマネージャーは「O.K.」であり、グランドハンドリング会社の関係者は「F.K.」「I.M.H」である。
- (1) 逮捕された被疑者であるMNGのマネージャー「O.K.」は、同被疑者が知っているベイルートからの人物が、同被疑者に対し、本件が国際的な重要性を持つビジネスである旨、また、同被疑者が彼らを手助けしなければならず、そうしない場合には同被疑者の子供や妻に危害が加えられる旨、述べたと発言した。
 - また、「O.K.」は、恐怖から必要とされたアレンジメントを行い、当該人物を運んだと認めたが、当該人物が誰かは承知していなかったとした。
- Bkirkoy検察が以下の内容を発表した（当館注：番号は当館によるもの。要旨のみ）。

電 信

- (1) 「外国人たるカルロス・ゴーンの事案に関する被疑者に対する捜査の結果、航空機を使って民間航空会社が違法な入国を行い別途出国を行った。
- (2) 履われた4名のパイロットと1名のマネージャーからの供述を踏まえて、空港グランドスタッフ2名の被疑者は釈放された。
- (3) 裁判所は5名の逮捕状と使用された2機の飛行機の収容令状を発行した。

転電 《添付無》 イスタンブル、レバノン、フランス、ブラジル（了）

注意

一二

電電報報のに取扱りするい照は会慎は重情に報願通信課ます來電處理班内線四二一三・四二一四に連絡願います。

01/05 20:33 R0000332

電信 【複写禁止】 保存期間：令和3年12月31日迄

限定配布

極秘
秘密指定解除
公文書監理室

- 本文書に含まれる情報の取扱いは、厳に「知る必要のある者」に限定すること。
- 本文書に含まれる情報を漏えいした者に対して同国家公務員法に基づく罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が課される場合がある。

総番号 R0000332

主管

令和 2年 1月 4日

レバノン発 中ア局長

令和 2年 1月 5日

本 省着

外務大臣 殿

大久保 武大使

注意

日・レバノン関係

第227号 極秘

(限定配布)

電報の取り扱いに関する照会は、情報に頼ります。電気課内線四一二三・四二一四に連絡願います。

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

秘密指定解除
公文書監理室

總番号 R0000428

主 管

令和 2年 1月 5日 [REDACTED]

レバノン発 中東 1

令和 2年 1月 5日 [REDACTED]

本 省着

外 務 大 臣 殿

大 久 保 武 大 使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

第28号 秘 [REDACTED]

電電報報のに取り扱いする照会は機密に情報に顧みます。電處理班 内線四二一三・四二一四に連絡願います。

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

総番号 R0000430

主 管

令和 2年 1月 5日 [REDACTED]

トルコ發 中東1

令和 2年 1月 5日 [REDACTED]

本 省着

外務大臣殿

宮島 昭夫大使

注意

電電報報のに取扱りするい照は会慎は重情に報頗通い信ま課す來電處理班内線四一二三・四二一四に連絡願います。

カルロス・ゴーン氏のレバノン入国（トルコ紙報道振り）

第9号 [REDACTED]

往電第8号に関し、

1月5日付け当地報道ぶり以下のとおり。

1 逃亡の経緯

(1) カルロス・ゴーン元日産CEOのレバノンへの逃亡の詳細が明らかにされた。MNG航空が運航するジェット機「TC-TSR」は、イスタンブールからドバイに向かい、そこから元米特殊部隊員であるM. L. TaylorとG. A. Zayekの2名と音響機器を入れるための2つの箱を大阪に運んだ。関空では、箱が大きいためX-rayに通せず、ハンディ金属探知機による検査が行われた。当該機は1日後の12月29日11時10分に離陸し、米国人2名と箱に隠れたゴーン氏をイスタンブールに運んだ。

(2) 当該米国人らは、「邪魔されたくない」としキャビンテンダントを客室に入らせなかつた。Aksam紙の報道によれば、12月30日、MNG航空が運航するジェット機「TC-RZA」はアタテュルク空港で同会社所有の格納庫の前で待機した。5時29分に大阪からアタテュルク空港に入港した「TC-TSR」は待機中のジェット機の20メートルの近くで停止し、(逮捕された) MNG航空社社員 (Okan K) は乗客2名が降りるのを待ち、パイロットとキャビンアテンダントを乗り込ませた。また、5分以内に音響機器の箱は積み替えられた。

電 信

(3) その直後、Okan K. も乗り込み、(離陸のために) 最終チェックがなされないままレバノンに向け離陸した。乗客リストには1名の乗客のみ記載され、箱から出てきたゴーン氏は通常の乗客として飛行した。ゴーン氏をベイルートに降ろした後、Okan K. は当該機で戻ってきた。また、米国人2名は定期便でイスタンブールからベイルートに向かった。

注意

2 ギュル司法大臣発言概要

現在のところ、日本から司法協力要請はきていない。レッドノーティスで追われる人物がトルコにいるのであれば、トルコは送還に応じる。

転電《添付無》イスタンブール、レバノン、フランス、米国、ブラジル（了）

電報に取り扱いは慎重に請願して下さいま
す。電處理班

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

秘密指定解除
公文書監理室

49

※

H0000026-005

令和 2年 1月 5日 [REDACTED]

本文	極秘・ 秘 ・取扱注意・平
添付	極秘・ 秘 ・取扱注意・平
極秘作成部数	部の内 号
秘密 指定権者 決裁	
指定期間	令和 年 月 日迄、公表迄、 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
指 定 事 由 (情報公開法 第5条該当号数)	1 個人情報 4 公安秩序 2 法人情報 5 内部検討 3 外交情勢 6 事務支障

電 信 案

[REDACTED]		主管	情報通信課長 (発電係)	
[REDACTED]		[REDACTED]	保 存 期 間 (30年) (10年) 5年 (3年) (1年) (1年未満)	
● 秘書官が御了承とする場合には了承 日付を決裁時に記入すること。		[REDACTED]	令和 7年12月31日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。	
協議先		[REDACTED]	完 結 令 和 年 月 日 起 案 令 和 2年 1月 5日	
在 [REDACTED]		[REDACTED]	起案者	三好 あさぎ 内線 5227
件名 日トルコ関係 [REDACTED]		[REDACTED]	大 使 あて 外務大臣 発 総領事	
主管・文書記号 中東 1	※電信番号 第25号	大至急	要処理	パターン・コード [REDACTED]
転 電 転 報	[REDACTED]	[REDACTED]	大 使 あて 総領事	大至急
添付ファイル				
次頁不開示				

電信

保存期間：令和5年12月31日迄

秘密指定解除
公文書監理室

主管

総番号 R0000949

主管

令和2年 1月 6日

トルコ発 中東1

令和2年 1月 6日

本省着

外務大臣殿

宮島昭夫大使

注意

日トルコ関係

電報のに取り扱い照会は慎重に情報通報願います。電處理班

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

第12号 秘

電 信

保存期間：令和 7年12月31日迄

秘密指定解除

主管

公文書監理室

総番号 R0001249

主 管

令和 2年 1月 6日 [REDACTED]

レバノン発 中東1

令和 2年 1月 6日 [REDACTED]

本 省着

外 務 大 臣 殿

大久保 武 大 使

注意

日・レバノン関係 [REDACTED]

第31号 秘 [REDACTED]

電電報報のに取扱いする重情に報願通い信課ます。電処理班 内線四二一三・四二一四に連絡願います。

電 信

保存期間：令和 7年12月31日迄

要処理

主管

総番号 R0001734

主 管

令和 2年 1月 6日 [REDACTED]

トルコ発

中東 1

令和 2年 1月 7日 [REDACTED]

本省着

外務大臣 殿

宮島 昭夫大使

注意

一二

電報に取扱いは慎重に情報通報課に連絡願います。電處理班 内線四二一三・四二一四に連絡願います。

日トルコ関係 [REDACTED]

第17号 秘 要処理 [REDACTED]

ゴーン容疑者の逃亡に関する仏対応振り等

2020年1月
欧州局西欧課

フランス政府による発表・内話①

◆仏外務副報道官発表(2019年12月31日)

- フランス関係当局は、ゴーン氏のレバノン到着を報道により承知した。同氏は日本で法的手続きを経ておらず、日本からの出国を禁じられていた。
- フランス関係当局は、同氏の日本出国について承知していなかったとともに、その出国の状況についてもなんら承知していない。
- ゴーン氏は日本で逮捕されて以来、仏国民として領事保護を享受していた。同氏の状況について、一定の法の原則の実施とともに、在京フランス大使が常時注意深くフォローしていた。フランス関係当局のハイレベルの要請により、在京フランス大使はゴーン氏とその弁護団と定期的に接触していた。

◆カステネール仏内相コメント(2019年12月31日)

- 内相としての役割は、国内情勢に集中することであり、日本の司法に関する事態や、司法に関するレバノンと日本の間に存する各種協定に関するものでは必ずしもない。他方、私が承知していることは、その国籍に関わらず、何人も法の適切な適用から逃れるべきではないということである。



ゴーン容疑者の逃亡に関する仏対応振り等

2020年1月
欧州局西欧課

フランス政府による発表・内話②

◆ パニエ＝リュナシェ経済・財務大臣付担当長官発言(ラジオ)(2020年1月2日)

- プレスによって(ゴーン氏の逃亡を)知った。私(長官)自身も、携帯に入った速報で知り、全く唖然とした。ゴーン氏は、法治国家の司法から逃げた人間である。司法が不確実な国でその思想によって訴追されていた人間ではない。ゴーン氏は、日本という法治国家におり、比較的明確な事案に立脚して起訴されていた。よって、ゴーン氏は法を逃れたのである。
- 何人も、いかなるフランス市民も、法の上位に位置しない。
- (日本とレバノンの間とは異なり、レバノンと仏の間には犯罪人引き渡し条約が存在するが、仏は、ゴーン氏が日本に引き渡されるように協力するのかとの問い合わせに対し、)引き渡し条約は、引き渡し要求をするのがフランス政府でなければ適用できない。(仏政府はそのような要求をしないのか、と問われ)そのような要求はしない。なぜなら仏においては係争中の事案が存在しないからである。ゴーン氏が非難されている要素は、仏ではなく日本に関連するものである。仏政府はゴーン氏に対して報酬を引き下げるよう2回要請しており、ゴーン氏はその点において積極的であったことを想起したい。仏においてゴーン氏をとがめる根拠はない。
- (ゴーン氏は自らの命を救おうとしたのではないかとの問い合わせに対し、)そうではない。居住指定は心地よい状況ではないし、近親や友人に会えないのは嫌なことかもしれないが、ゴーン氏は生命の危機にはなかった。そうであったなら、フランス政府は介入しただろう。フランス政府は全ての市民に対して領事支援を行う。ゴーン氏に対しても、薬の問題があった際や、健康を少し害したため拘留の条件を向上することが望ましいと日本の機関に説明したりした際に同様の支援を行ってきた。
- (フランス政府はゴーン氏が日本で裁かれることを望むのかとの問い合わせに対し)ゴーン氏がフランスに來たとしたら、我々は、決してゴーン氏を引き渡さない(犯罪人引渡しをしない)だろう。なぜならフランスは決して自国民を引き渡さないからである。このルールは、ゴーン氏に限らず、全ての市民に適用される。だからといってゴーン氏が日本の司法から逃れてよいとは考えない。単に、これは全ての者に対して同様の権利であり、フランス国籍はフランス国民を保護する。

秘密指定解除
公文書監理室

※

H0000030-005

令和 2年 1月 5日 [REDACTED]

本文	極秘	(秘)	取扱注意・平
添付	極秘	・秘	取扱注意・平
	極秘作成部数	部の内	号
	秘密 指定 権者 決裁		
秘密 指定 期間	令和 年 月 日迄、公表迄、 決定迄、署名迄、保存期間に同じ		
指 定 事 由	1 個人情報 4 公安秩序 (情 報 公 開 法) 2 法人情報 5 内部検討 第5条該当号数) 3 外交情報 6 事務支障		

電 信 案

● 秘書官が御了承とする場合には了承 日付を決裁時に記入すること。	主管	情報通信課長 (発電係)
	[REDACTED]	保 存 期 間 (30年) (10年) 5年 (3年) (1年) (1年未満) 令和 7年12月31日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。
	完 結 令 和 年 月 日	
	起 案 令 和 2 年 1 月 5 日	
	起案者 西田 扱い: 坪根	内 線 5174

協議先

在 [REDACTED]	大使 あて 外務大臣 発 総領事
--------------	---------------------

件名

カルロス・ゴーン被告人のレバノン入国 [REDACTED]

主管・文書記号 欧西歐	※電信番号 第29号	大至急	要処理	パターン・コード [REDACTED]
-----------------------	----------------------	-----	-----	------------------------

転 電 報	[REDACTED]	大使 あて 総領事	大至急
----------	------------	--------------	-----

添付ファイル

次頁不開示

電 信

保存期間：令和 7年12月31日迄

秘密指定解除
主管 公文書監理室

総番号 R0001492

主 管

令和 2年 1月 6日 [REDACTED]

発

令和 2年 1月 6日 [REDACTED]

本 省 着

外 務 大 臣 殿

大 使

注意

一二

電電報報のに取扱いする照会は横情に報通い信ま課す來電處理班

カルロス・ゴーン被告人のレバノン入国 [REDACTED] (回電)

第5号 秘 [REDACTED]

貴電欧西欧第29号に関し、

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

電 信

保存期間：令和5年12月31日迄

主管

総番号 R0002052

主 管

令和 2年 1月 6日 [REDACTED]

ニューヨーク 発

報文際

令和 2年 1月 7日 [REDACTED]

本 省着

外 務 大 臣 殿

山野内 勘二 総領事

注意

一二

電
報
の
に
取
り
す
扱
る
い
照
は
会
慎
は
重
情
に
報
願
通
い
信
ま
課
す
來
電
處
理
班内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
に
連
絡
願
い
ま
す

日本関連報道（カルロス・ゴーン氏の逃亡：当地主要紙報道ぶり）

第7号 [REDACTED]

12月31日～1月6日付当地メディアによる本件に係る主要な報道ぶりは以下のとおり（概要記事別添参考）。なお、当該期間においては本件に係る報道が多数なされたことから、特に主要な報道については概要と共に報告するが、その他の報道については5日及び6日付の記事に限って見出しのみ報告する。

1 ニューヨーク・タイムズ紙

(1) 1日付 A1面

「パスポート3枚とレバノンで生まれた計画：ゴーン逃亡劇 (3 Passports and a Plan Hatched in Lebanon : Ghosn's Escape Act)」(Ben Doolley記者, Michael Corkery記者, 東京発)

日本政府関係者は依然としてゴーン氏による逃亡の全貌をつかもうとしており、一方で国内メディアは手がかり探しに奔走している。レバノンは日本と身柄引き渡し協定を結んでいない。一部の日本の政治家は、当逃亡に謎の人物または外国政府が関与しているのではないかと疑問視している。前外務副大臣の佐藤正久自民党参議院議員は、ゴーン氏の出国に「某国(some country)の支援があったのだろうか」、「簡単に不法出国を許してしまった日本の態勢は大問題」とツイートした。舛添要一元東京都知事は、ゴーン氏の出国を助けたとして在日レバノン大使館を非難した。舛添氏は、「レバノンの国民的英雄を救出

電 信

注意

一二

電報報
のに取
りする
照は会
は重情
に報通
い信ま
課来電
理班

内線四
二一三・
四二一四
に連絡願
います

するには外交官の仕事」と根拠を示さずに述べた。

(2) 6日付、B1面

「Ghosn Flight Puts Japan On Defensive About Courts」(Ben Dooley記者, Makiko Inoue記者, 東京発)

(3) 6日付、電子版

「Carlos Ghosn's Escape Began With a Ride on a Public Train」(Makiko Inoue記者, Hisako Ueno記者, 東京発)

2 ウォール・ストリート・ジャーナル紙

(1) 4~5日付、A1面

「Ghosn Left Japan in a Crate」(David Gauthier-Villars記者, Mark Maremont記者, Sean McLain記者, Nick Kostov記者)

(2) 6日付、A1面

「Ghosn Taps Airport Security Hole to Escape」(Nick Kostov記者, Mark Maremont記者, Rory Jones記者)

(3) 6日付、A8面

「Japanese Officials Slam Ghosn Escape」(Peter Landers記者, 東京発)

3 ブルームバーグ

(1) 2日付、電子版

「ゴーン氏逃亡について日本政府関係者は沈黙し、安倍総理はゴルフをする (Abe Plays Golf as Japan Officials Stay Silent Over Ghosn Escape)」(Isabel Reynolds記者)

昨年大晦日に日産元会長カルロス・ゴーン氏の出国が報じられて以来、安倍総理は都内の高級ホテルに宿泊して家族と食事をとり、ジムに行き、ゴルフさえもしている。日本の

電信

注意

一二

電報
のに
取りす
扱る
い照
は会
慣は
重情
に報
願通
い信
ま課
す来
・電
処理
班
内線
四二
一三
・四二
一四
に連絡
願い
ます。

大手メディア各社が報じたこれらの動静は、日本で最も重要な正月休みの総理の過ごし方として例年と変わらない。しかし、日本史上最も注目されたホワイトカラー犯罪事件の一つにおける主役の劇的な逃亡後は、とりわけ顕著である。安倍総理はゴーン氏の逃亡についてこれまでコメントせず、他の閣僚も同様である。総理官邸および外務省に電子メールもしくは電話で連絡したが、いずれの当局者もコメントを控えた。日本の仕事始めは1月6日だ。

テンプル大学ジャパンキャンパスのアジア研究学科ディレクター、ジェフ・キングストン教授は「どのように展開しようと、面白い立たない状況だ」、「日本政府は何事もなかったかのように前に進むことで、悪いニュースが風化するのを待ちたいだろう。賢明なやり方としては、検察や警察、出入国の当局に対応させることが考えられる。失態を演じたのは彼らだからだ」と述べた。

ここ数か月間、安倍総理の支持率は一連の不祥事を受けてすでに低下している。それでもなお、安倍総理は同様の挫折を乗り越えて、在任期間が最長の総理となった。日本政府の長い沈黙は、正月休みというだけでなく、安倍総理がゴーン氏の身柄引き渡しについて限られた手段しか持たないことも一因である可能性がある。レバノン外務省は、ゴーン氏は合法的に入国し、出国については認識していないかったと述べた。

政府高官の1人はブルームバーグの取材に対し、今後はゴーン氏の身柄引き渡しに向けてレバノン政府との交渉になると思うと述べたが、日本政府がレバノンに対してどのような交渉材料を持つのかは不明である。安倍総理が最近の韓国との対立の際に行ったような、貿易規制の強化は効果的でないだろう。2018年のレバノンの貿易において日本が占める割合は1.5%に過ぎず、その大半が輸入である。日本は過去にレバノンに支援を行ってきたが、外務省ウェブサイトには、2018年3月以降、公的な開発支援を行ったという記載がない。同ウェブサイトによると、日本はレバノンに対する直接投資を行っておらず、在レバノン邦人は約100人のみ、在日レバノン人は約200人に過ぎない。

中東情勢を専門とする放送大学の高橋和夫名誉教授によると、日本の唯一の希望は、日本と緊密な関係にある他の中東諸国への支援要請である。高橋教授は、「日本はシリアに多大な支援を行っており、シリアはレバノンに対して影響力を持つ」と述べる。日本はシリア政府に対して、ゴーン氏の身柄を引き渡すようレバノンに圧力をかけるよう要請するか

電信

もしかないと指摘した上で、実現の可能性は低いだろうと付け加えた。

日本とレバノンの間には、逃亡者をめぐる争いの歴史がある。日本政府による、レバノンに潜伏した日本赤軍メンバー5人の引き渡し要請に対し、レバノンは長年抵抗してきた。佐藤正久・前外務副大臣は、「日本はゴーン氏引き渡しについてレバノン政府と交渉しなければならない。ゴーン氏は（国民的）英雄であり、交渉は容易ではないだろう」とツイートした。

注意

一二

電電

報報

にに

取取

りり

すす

るる

照照

はは

会会

債債

はは

重重

情情

にに

報報

願願

通通

いい

信信

まま

課課

すす

來來

電電

處處

理理

班班

内内

線線

四四

二二

三三

四四

一一

(2) 6日付、電子版

「Ghosn Used Public Transport to Escape From Tokyo, NTV Says」(Kana Nishizawa記者)

(3) 6日付、電子版

「How Carlos Ghosn Became the World's Most Famous Fugitive」(Matthew Campbell記者, Brian Bremner記者, Kae Inoue記者, Ania Nussbaum記者)

4 AP

(1) 5日付、電子版

「Japan says Ghosn's escape inexcusable, orders investigation」(Yuri Kageyama記者)

(2) 6日付、電子版

「日本政府、ゴーン逃亡を受け、出入国管理の強化及び保釈条件の見直しを約束 (Japan vows to improve border checks, bail after Ghosn Escape)」(Yuri Kageyama記者; 東京発)

6日、森法務大臣は、ゴーン氏の出国を受けて、出入国管理の強化及び保釈条件の見直しを約束した。森大臣は、各国は独自の司法制度を有しており、日本における逮捕は他国より少ないと述べて、当局が根拠ありと確信する場合のみに逮捕が行われる旨示唆し、

「単純な比較は誤解を招く恐れがある」と述べた。

電 信

日本はレバノンとの身柄引き渡し条約を結んでいないが、森大臣は、日本が（レバノンに対して）ゴーン氏の引き渡しを求める可能性を保留した。そうした引き渡しが実現する可能性は今のところ低く、日本の選択肢は限られている。森大臣は、経済制裁といった報復措置は非常に慎重に決定される必要があると強調した。日本政府が米国またはフランスに支援を要請したかどうかについては言及しなかった。

注意

一二

電報
報に
取りす
る照
は会
模は
重情
に報
願い信
ま課
す来
電
処理班

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

5 ロイター（6日付、電子版、東京発）

「Ghosh took bullet train to Osaka en route to Lebanon: Kyodo」

転電【添付有】北米公館（除代表部）、国連代（了）

電 信

保存期間：令和3年12月31日迄

主管

総番号 R0001787

主 管

令和2年 1月 6日 [REDACTED]

英 国 発 報 文 際

令和2年 1月 7日 [REDACTED]

本 省 着

外務大臣殿

長嶺 安政大使

注意

日本関連報道（1月6日：主要な報道等）

第24号 [REDACTED]

1月6日付の当地報道のうち、主要な日本関連報道は以下のとおり（概要を報告した記事のみ、原文を別添する）。

1 ガーディアン紙（6日付、電子版）

「福島、再生可能エネルギーハブとなる計画を披露 (Fukushima unveils plans to become renewable energy hub)」(Justin McCurry特派員(東京発))

約9年前にこの四半世紀の世界最悪の原子力事故の現場となった福島県は、再生可能エネルギーへと転換することを計画している。2011年3月11日の福島第一原子力発電所のメルトダウンの記憶は永遠に消えることはないが、福島県は、野心的なプロジェクトの一環で、2040年までにエネルギー需要の100%を再生可能エネルギーで供給する目標を掲げた。Nikkei Asian Reviewによれば、日本政策投資銀行やみずほ銀行等をポンサーとする3000億円規模のプロジェクトにおいて、2024年3月末までに、11の太陽光発電設備及び10の風力発電設備が不使用農地や山岳地帯に建設される。80キロに及ぶ送電網によって、福島県で発電された電力は、東京都心部に送られる。このプロジェクトが完成すれば、600メガワットの電力を供給することができ、平均的な原子力発電所の発電量の約2／3に当たる。

2 テレグラフ紙（6日付、電子版）

電 信

「日本の弁護団が辞任を申し出る中、カルロス・ゴーン氏は身を隠す (Carlos Ghosn goes to ground as Japanese lawyers tender resignation)」 (Julian Ryall 東京特派員)

カルロス・ゴーン氏の弁護団は、ゴーン氏によるレバトンへの逃亡が発表されて以来、同氏と連絡を取れずにいるが、弁護団は辞任の意向を固めている。弘中弁護士は、レバンンの弁護士を通じてゴーン氏との連絡を試み、日本の弁護団全員の辞任を確定させると述べた。

注意

一一

電
電
報
報
に
取
り
す
扱
る
い
照
は
会
使
は
重
情
に
報
願
通
い
信
ま
課
す
・
電
外
理
班

内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
に
連
絡
願
い
ま
す

関連記事：FT紙（6日付、電子版）、インデpendent紙（6日付、電子版）、シティAM紙（6日付、10面）、デイリー・メール紙（6日付、77面）
転電【添付有】エディンバラ（了）